Ⅱ　講じようとする施策

１　道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については，これまでも警察庁や国土交通省等の関係機関が連携し，幹線道路と生活道路の両面で対策を推進してきたところであり，幹線道路において一定の事故抑止効果が確認されている。

しかし，全死傷事故件数の約半数，全死者数の約７割を幹線道路における事故が占めているほか，我が国の歩行中・自転車乗用中の死者数の割合は諸外国と比較して約２～３倍となっており，これら歩行者・自転車が関連する死傷事故は生活道路において幹線道路の約２倍発生している状況にある。

このような状況から，引き続き幹線道路における安全対策を推進する一方で，その事故が占める割合が増加する傾向のある生活道路における安全対策をより一層推進することが必要であり，今後の道路交通環境の整備を考えるに当たっては，以下の２つの基本戦略に基づき，引き続き効果的・効率的な取組を進めていくこととする。

○　施策パフォーマンスの追求

現下の厳しい財政状況の中で効果的な対策を推進するためには，限られた予算の中で交通事故対策への投資効率を最大限高めることが必要である。このため，科学的なデータや，地域の顕在化したニーズ等に基づき，事故要因や有効な対策について十分な分析を行った上で，地域の実情を踏まえつつ，生活道路と幹線道路での交通事故対策を両輪とした効果的・効率的な対策に取り組む。

○　地域や住民の主体性の重視

道路交通環境の整備を効果的・効率的に進めていくためには，地域や地元住民が自ら安全で安心な交通社会を構築していこうとする前向きな意識を持つことが重要であることから，計画の策定や事業の実施に積極的に参画・協力していく仕組みをつくるなど，道路交通環境整備における地域や住民の主体性を重視する取組を推進する。

また，少子高齢化が一層進展する中で，子どもを事故から守り，高齢者や障害者が安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から，安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備の強化を図っていくものとする。

そのほか，道路交通の円滑化を図ることによる交通安全の推進に資するため，道路利用の仕方に工夫を求め，輸送効率の向上や交通量の時間的・空間的平準化を図る交通需要マネジメント（ＴＤＭ※）施策を総合的に推進するとともに，最先端のＩＴ等を用いて，人と道路と車とを一体のシステムとして構築し，安全性，輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに，渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的とした高度道路交通システム（ＩＴＳ）の開発・普及等を推進する。

※ TDM：Transportation Demand Management

【第９次計画における重点施策及び新規施策】

○　生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備（(１))
○　「あんしん歩行エリア」の形成等による交通安全対策の推進（(１）ア)
○　通学路等の歩道整備等の推進（(１）イ)
○　高齢者，障害者等の安全に資する歩行空間等の整備（(１）ウ)
○　幹線道路における交通安全対策の推進（(２))
○　事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進（(２）ア)
○　ＩＴ化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現（(３）エ)
○　自転車利用環境の総合的整備（(５))
○　高度道路交通システムの活用（(６))
○　災害に備えた道路交通環境の整備（(８))
○　総合的な駐車対策の推進（(９))
○　道路交通情報の充実（(10))

（１）生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

これまで一定の成果を上げてきた交通安全対策は，主として「車中心」の対策であり，歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策は依然として十分とはいえず，また，生活道路への通過交通の流入等の問題も依然として深刻である。生活道路における事故の占める割合が増加傾向にあるほか，歩行者の死者数は全死者数の約３割を占めている。

このため，地域の協力を得ながら，通学路，生活道路，市街地の幹線道路等において歩道を積極的に整備するなど，「人」の視点に立った交通安全対策を推進していく必要があり，特に交通の安全を確保する必要がある道路において，歩道等の交通安全施設等の整備，効果的な交通規制の推進等きめ細かな事故防止対策を実施することにより車両の速度の抑制や，自動車，自転車，歩行者等の異種交通が分離された安全な道路交通環境を形成することとする。

ア　生活道路における交通安全対策の推進

「あんしん歩行エリア」を中心とする歩行者・自転車に係る死傷事故発生割合が大きい生活道路において，都道府県公安委員会及び道路管理者が連携し，歩道整備，車両速度の抑制，通過交通の抑制等の面的かつ総合的な事故抑止対策を，地域住民の主体的参加の下で実施する。このため，計画策定の段階から地域住民が参画し，ワークショップなどを通じて地域住民自らの課題として認識するとともに，関係者間での合意形成の下，様々な対策メニューの中から地域の実情を踏まえた適切な対策を選択して，その実施に取り組む。

都道府県公安委員会においては，交通規制，交通管制及び交通指導取締りの融合に配意した施策を推進する。具体的には，生活道路における歩行者・自転車利用者の安全

を確保するため，速度の規制が必要な道路において最高速度を原則として時速 30 キロメートルとするほか，道路標識・道路標示の高輝度化や信号灯器のＬＥＤ化，路側帯の設置・拡幅，ゾーン規制の活用等の安全対策や外周幹線道路を中心に信号機の高度化，光ビーコン，交通情報板等によるリアルタイムの交通情報提供等の交通流円滑化対策を実施するとともに，高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。バリアフリー新法）の生活関連経路を構成する道路を中心に音響信号機，高齢者等感応信号機，歩行者感応信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備，歩行者と自動車の流れを分離して歩行者と自動車を錯綜させない動線とすることにより歩行者と自動車の事故を防止する歩車分離式信号の導入を推進する。

道路管理者においては，歩道の整備等により，安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備する経路対策，ハンプ，クランク等車両速度を抑制する道路構造等により，歩行者や自転車の通行を優先するゾーンを形成するゾーン対策，外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良やエリア進入部におけるハンプ・狭さくの設置等によるエリア内への通過車両の抑制対策を実施する。

また，通過車両の進入を抑え，歩行者等の安全確保と生活環境の改善を図るため，歩車共存道路（歩行者の通行を優先させるため，車両速度を抑制するハンプやクランク等を整備した道路），コミュニティ道路（歩行者の通行を優先させるため，車両速度を抑制するハンプ・クランクや歩行者を物理的に分離するための縁石等を整備した道路）等の整備を推進するとともに，道路標識の高輝度化・大型化・可変化・自発光化，標示板の共架，設置場所の統合・改善，道路標示の高輝度化等（以下「道路標識の高輝度化等」という。）を行い，見やすく分かりやすい道路標識・道路標示とするなど視認性の向上を図る。

イ　通学路等の歩道整備等の推進

小学校，幼稚園，保育所及び児童館等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため，通学路等の歩道整備等を積極的に推進する。この際，市街地など歩道等の整備が困難な地域においては，路肩のカラー舗装や防護柵設置等の簡易な方法を含めて，安全・安心な歩行空間の創出を推進する。このほか，押ボタン式信号機，歩行者用灯器等の整備，立体横断施設の整備，横断歩道等の拡充により，通学路等の整備を図る。

ウ　高齢者，障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

（ア）高齢者や障害者等を含め全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため，駅，公共施設，福祉施設，病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道等を積極的に整備する。

このほか，歩道の段差・傾斜・勾配の改善，バリアフリー対応型信号機，歩車分離式信号，エスコートゾーン，昇降装置付立体横断施設，歩行者用休憩施設，自転車駐車場，障害者用の駐車ます等を有する自動車駐車場等を整備する。併せ

て，高齢者，障害者等の通行の安全と円滑を図るとともに，高齢運転者の増加に対応するため，信号灯器のＬＥＤ化，道路標識の高輝度化等を推進する。

また，駅前等の交通結節点において，エレベーター等の設置，スロープ化や建築物との直結化が図られた立体横断施設，交通広場等の整備を推進し，歩きたくなるような安全で快適な歩行空間を積極的に確保する。

特に，バリアフリー新法に基づき，重点整備地区に定められた駅の周辺地区等においては，公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ，誰もが歩きやすい幅の広い歩道，道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信号機等の整備を面的に整備しネットワーク化を図る。

また，交差点等に設置する通信装置と高齢者，障害者等が所持する携帯端末等との双方向通信により，安全な通行に必要な情報の提供や信号機の青時間の延長を行う歩行者等支援情報通信システム（ＰＩＣＳ※）の整備を推進し，高齢者，障害者等の安全な移動を支援する。

さらに，視覚障害者誘導用ブロック，歩行者用の案内標識，バリアフリーマップ等により，公共施設の位置や施設までの経路等を適切に案内する。

（イ）横断歩道，バス停留所付近の違法駐車等の悪質性，危険性，迷惑性の高い駐車違反に対する取締りを強化するとともに，高齢者，障害者等の円滑な移動を阻害する要因となっている歩道や視覚障害者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車についても，放置自転車等の撤去を行う市町村と連携を図りつつ積極的な取締りを推進する。

エ　無電柱化の推進

歩道の幅員の確保等により歩行者の安全を図るため，「無電柱化に係るガイドライン」に沿って，安全で快適な通行空間の確保，良好な景観・住環境の形成，災害の防止，情報通信ネットワークの信頼性の向上，歴史的街並みの保全，観光振興，地域文化の振興，地域活性化等に資する道路において，地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。特に，高齢者や障害者等の利用の多い道路では，改築事業等と併せた無電柱化を積極的に推進する。

（２）幹線道路における交通安全対策の推進

幹線道路における交通安全に資する道路整備事業については，交通事故対策への投資効率を最大限高めるため，「成果を上げるマネジメント」を導入し，選択と集中，市民参加・市民との協働により重点的・集中的に交通事故の撲滅を図る「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」に新たに取り組む。また，基本的な交通の安全を確保するため，高規格幹線道路（自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で,全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり,高速自動車国道及び一般

※ PICS：Pedestrian Information and Communication Systems

国道の自動車専用道路で構成。）から居住地域内道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう道路の体系的整備を推進するとともに，他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進する。さらに，一般道路に比べて安全性が高い高規格幹線道路の利用促進を図る。

ア　事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進

交通安全に資する道路整備事業の実施に当たって，効果を科学的に検証しつつ，マネジメントサイクルを適用することにより，効率的・効果的な実施に努め，少ない予算で最大の効果を獲得できるよう，次の手順により「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進する。

（ア）全国の国道・都道府県道における死傷事故は特定の区間に集中していることを踏まえ，死傷事故率の高い区間や地域の交通安全の実情を反映した区間等，事故の危険性が高い特定の区間を第三者の意見を参考にしながら選定する。

（イ）地域住民に対し，事故危険区間であることの注意喚起を行うとともに，事故データにより，卓越した事故類型や支配的な事故要因等を明らかにした上で，今後蓄積していく対策効果データを活用しつつ，事故要因に即した効果の高い対策を立案・実施する。

（ウ）対策完了後は，対策の効果を分析・評価し，必要に応じて追加対策を行うなど，評価結果を次の新たな対策の検討に活用する。

イ　事故危険箇所対策の推進

特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間等を事故危険箇所として指定し，都道府県公安委員会と道路管理者が連携して集中的な事故抑止対策を実施する。事故危険箇所においては，信号機の新設・高度化，歩車分離式信号の運用，道路標識の高輝度化等，歩道等の整備，交差点改良，視距の改良，付加車線等の整備，中央帯の設置，バス路線等における停車帯の設置及び防護さく，区画線等の整備，道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を推進する。

ウ　幹線道路における交通規制

一般道路については，交通の安全と円滑化を図るため，道路の構造，交通安全施設の整備状況，交通の状況等を勘案しつつ，速度規制及び追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等について見直しを行い，その適正化を図る。

また，新規供用の高速自動車国道等については，道路構造，交通安全施設の整備状況等を勘案し，安全で円滑な交通を確保するため，適正な交通規制を実施するとともに，既供用の高速自動車国道等については，交通流の変動，道路構造の改良状況，交通安全施設の整備状況，交通事故の発生状況等を総合的に勘案して，交通実態に即した交通規制となるよう見直しを推進する。特に，交通事故多発区間においては，大型貨物自動車等の通行区分規制，追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制，速度規制等の必要な安全対策を推進する。交通事故発生時，天候不良等の交通障害発生時

においては，その状況に即し，臨時交通規制を迅速かつ的確に実施し，二次事故の防止を図る。

エ　重大事故の再発防止

社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には，速やかに当該箇所の道路交通環境等事故発生の要因について調査するとともに，事故要因に即した所要の対策を早急に講ずることにより，当該事故と同様な事故の再発防止を図る。

オ　適切に機能分担された道路網の整備

（ア）高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに，歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し，歩行者，自転車，自動車等の異種交通の分離を図る。

（イ）一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格幹線道路等の整備やインターチェンジの増設等による利用しやすい環境を整備し，より多くの交通量を分担させることによって道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。

（ウ）通過交通の排除と交通の効果的な分散により，都市部における道路の著しい混雑，交通事故の多発等の防止を図るため，バイパス及び環状道路等の整備を推進する。

（エ）幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては，通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分化により，生活環境を向上させるため，補助的な幹線道路，区画道路，歩行者専用道路等の系統的な整備，区画道路におけるコミュニティ道路や歩車共存道路等の整備を総合的に実施する。

（オ）国民のニーズに応じた効率的な輸送体系を確立し，道路混雑の解消等円滑な交通流が確保された良好な交通環境を形成するため，道路交通，鉄道，海運，航空等複数の交通機関の連携を図るマルチモーダル施策を推進し，鉄道駅等の交通結節点，空港，港湾の交通拠点へのアクセス道路の整備等を実施する。

カ　高速自動車国道等における事故防止対策の推進

高速自動車国道等においては，緊急に対処すべき交通安全対策を総合的に実施する　観点から，交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに，渋滞区間における道路の拡幅等の改築事業，適切な道路の維持管理，道路交通情報の提供等を積極的に推進し，安全水準の維持，向上を図る。

（ア）安全で円滑な自動車交通を確保するため，事故多発区間のうち緊急に対策を実施すべき箇所について，雨天，夜間等の事故要因の詳細な分析を行い，これに基づき中央分離帯強化型防護さく，自発光式視線誘導標，高機能舗装，高視認性区画線の整備等を重点的に実施するとともに，道路構造上往復に分離されていない二車線の区間（暫定供用区間）については，対向車線へのはみ出しによる重大事故を防止するため高視認性ポストコーン，高視認性区画線の設置に

よる簡易分離施設の視認性の向上，凹凸型路面標示の設置，中央分離帯の設置等分離対策の強化を図る。また，逆走による事故防止のための標識や路面標示の整備，野生動物の進入防止を図るなど，総合的 な事故防止対策を推進する。

また，事故発生後の救助・救急活動を支援する緊急開口部の整備等も併せて実施するとともに，高速自動車国道におけるヘリコプターによる救助・救急活動を支援する。

（イ）過労運転やイライラ運転を防止し，安全で快適な自動車走行に資するより良い走行環境の確保を図るため，本線拡幅やインターチェンジの改良，事故や故障による停車 車両の早期撤去等による渋滞対策，休憩施設の混雑解消等を推進する。

（ウ）道路利用者の多様なニーズにこたえ，道路利用者へ適切な道路交通情報等を提供する道路交通情報通信システム（ＶＩＣＳ※）及びＩＴＳスポット等の整備・拡充を図るとともに，渋滞の解消及び利用者サービスの向上を図るため，インターネット等広く普及している情報通信を活用して即時に道路交通情報提供を行う利用者サービスの向上等を推進する。

キ　改築等による交通事故対策の推進

交通事故の多発等を防止し，安全かつ円滑・快適な交通を確保するため，次の方針により道路の改築等による交通事故対策を推進する。

（ア）歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため，歩道等を設置するための既存道路の拡幅，バイパスの整備と併せた道路空間の再配分，自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道の設置等の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進する。

（イ）交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため，交差点のコンパクト化，立体交差化等を推進する。

（ウ）道路の機能と沿道の土地利用を含めた道路の利用実態との調和を図ることが交通の安全の確保に資することから，交通流の実態を踏まえつつ，沿道からのアクセスを考慮した副道等の整備，植樹帯の設置，路上駐停車対策等の推進を図る。

（エ）商業系地区等における歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため，これらの者の交通量や通行の状況に即して，幅の広い歩道，自転車道，コミュニティ道路，歩車共存道路等の整備を推進する。

（オ）交通混雑が著しい都心部，鉄道駅周辺等において，人と車の交通を体系的に分離するとともに，歩行者空間の拡大を図るため，地区周辺の幹線道路，ペデストリアンデッキ，交通広場等の総合的な整備を図る。

（カ）歴史的街並みや史跡等卓越した歴史的環境の残る地区において，地区内の交通と観光交通，通過交通を適切に分離するため，歴史的地区への誘導路，地区内の

※ VICS：Vehicle Information and Communication System

生活道路，歴史的みちすじ等の整備を体系的に推進する。

ク　交通安全施設等の高度化

（ア）道路の構造及び交通の実態を勘案して，交通事故が発生する危険性が高い場所等に信号機を設置する。既存の信号機については，交通状況の変化に合理的に対応できるように，集中制御化，プロファイル化，系統化，速度感応化，多現示化，右折感応化等の高度化を推進する。特に，幹線道路で夜間等横断交通が極めて少なくなる場所については，信号機の閑散時半感応化，閑散時押ボタン化を推進する。また，必要のある場所には，バス感応化等を行う。

（イ）道路の構造，交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために，道路標識の高輝度化等，高機能舗装，高視認性区画線の整備等を推進するほか，交通事故発生地点を容易に把握し，速やかな事故処理及び的確な事故調査が行えるようにするとともに，自動車の位置や目的地までの距離を容易に確認できるようにするためのキロポスト（地点標）の整備を推進する。また，見通しの悪いカーブで，対向車が接近してくることを知らせる対向車接近システムの整備を推進する。

（３）交通安全施設等整備事業の推進

特に交通の安全を確保する必要がある道路について，平成 20 年度から 24 年度までを計画期間とする社会資本整備重点計画（平成21年3月31日閣議決定）に基づき，都道府県公安委員会及び道路管理者が連携し，事故実態の調査・分析を行いつつ，次の方針により重点的，効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより，道路交通環境を改善し，交通事故の防止と交通の円滑化を図る。

また，平成 25 年度以降も，交通事故発生状況等を勘案し，総合的かつ計画的な歩道整備を始めとした交通安全施設等整備事業の推進を図る。

ア　歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

生活道路において人優先の考えの下,「あんしん歩行エリア」における面的な交通事故対策を推進するとともに，少子高齢社会の進展を踏まえ，歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。また，自転車利用環境の整備，無電柱化の推進，安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。

イ　幹線道路対策の推進

幹線道路では交通事故が特定の区間に集中して発生していることから，事故危険箇所など，事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。この際，事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき，信号機の高度化，交差点改良等の対策を実施する。

ウ　交通円滑化対策の推進

交通安全に資するため，信号機の高度化，交差点の立体化，開かずの踏切の解消等を推進するほか，駐車対策を実施することにより，交通容量の拡大を図り，交通の円滑化を推進するとともに，自動車からの二酸化炭素排出の抑止を推進する。

エ　ＩＴ化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現

（ア）交通に関する情報の収集，分析及び伝達並びに信号機，道路標識及び道路標示の操作その他道路における交通の規制を広域的かつ総合的に行うため，交通管制エリアの拡大等交通管制システムの充実・高度化を図る。

（イ）幹線道路において，交通の変動実態を的確に把握し，予想される変動に対応した信号制御を行うため，集中制御化，プロファイル化，系統化，閑散時押ボタン化・半感応化，多現示化，右折感応化等の信号機の高度化を図る。また，交通流の変動にきめ細かに対応した信号制御等を可能とする交通管制システムの高度化を図る。

（ウ）最先端のＩＴ等を用いて，光ビーコンの整備拡充，交通管制センターの高度化等 により新交通管理システム（ＵＴＭＳ※）を推進するとともに，情報収集・提供環境の拡充等により，道路交通情報提供の充実等を推進し，安全で快適な道路環境の実現を図る。

オ　道路交通環境整備への住民参加の促進

安全な道路交通環境の整備に当たっては，道路を利用する人の視点を生かすことが重要であることから，地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに，道路利用者等が日常感じている意見について，「標識ＢＯＸ」及び「信号機ＢＯＸ」（はがき，インターネット等を利用して，運転者等から道路標識，信号機等に関する意見を受け付けるもの），「道の相談室」等を活用して取り入れ，道路交通環境の整備に反映する。

また，安全な道路交通環境の整備に係る住民の理解と協力を得るため，事業の進ちょく状況，効果等について積極的に公表する。

カ　連絡会議等の活用

都道府県警察と道路管理者が設置している「都道府県道路交通環境安全推進連絡会議」やその下に設置されている「アドバイザー会議」を活用し，学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画，評価，進行管理等に関して協議を行い，的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

（４）効果的な交通規制の推進

道路における危険を防止し，その他交通の安全と円滑を図り，道路網全体の中でそれぞれの道路の社会的機能，道路の構造，交通安全施設の整備状況，交通流・量の状況等地域の実態等に応じ，既存の交通規制を見直すなど，規制内容をより合理的なものにするよう努める。また，都道府県公安委員会が行う交通規制の情報についてデー

※UTMS：Universal Traffic Management Systems

タベース化を推進し，効果的な交通規制を行う。

ア　地域の特性に応じた交通規制

幹線道路では，駐停車禁止，転回禁止，指定方向外進行禁止，進行方向別通行区分等交通流を整序化するための交通規制を実施する。

生活道路では，一方通行，指定方向外進行禁止等を組み合わせるなど，通過交通を抑制するための交通規制を実施する。また，ゾーン規制も活用しつつ，速度規制が必要な道路において最高速度を原則として時速 30 キロメートルとするほか，歩行者用道路，車両通行止め，路側帯の設置・拡幅等歩行者及び自転車利用者の安全を確保するための交通規制を強化する。

イ　安全で機能的な都市交通確保のための交通規制

安全で機能的な都市交通を確保するため，計画的に都市部における交通規制を推進し，交通流・量の適切な配分・誘導を図る。また，路線バス，路面電車等大量公共輸送機関の安全・優先通行を確保するための交通規制を積極的に推進する。

ウ　より合理的な交通規制の推進

より合理的な交通規制を図るため，都道府県警察において交通規制の種類に応じ，当該交通規制を実施している道路における交通実態を調査・分析し，その結果，交通規制実施後の道路交通環境の変化等により現場の交通実態に適合しなくなったと認められる場合には，交通規制の内容の変更又は交通規制の解除，道路利用者に対する交通規制の理由の説明，道路管理者に対する道路の整備又は改良の働き掛け，地方公共団体，民間事業者等に対する路外施設の整備等の働き掛け等の道路交通環境の整備を図る。

具体的には，平成 21 年及び 22 年に全面改正された新たな最高速度規制基準に基づき，最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうかの点検及び見直しを推進する。

また，駐車規制については，必要やむを得ない貨物自動車等の荷捌き，客待ちタクシー，二輪車，商店街（買物客），駅前等の対策を重点に，駐車規制の点検及び見直しを推進する。

さらに，信号制御については，歩行者，自転車の視点で，信号をより守りやすくするために，「歩行者の待ち時間の長い押しボタン信号の改善」，「幅員の狭い従道路を横断する歩行者の待ち時間の短縮」等についての点検及び見直しを推進する。

（5）自転車利用環境の総合的整備

ア　安全で快適な自転車利用環境の創出

クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な都市内交通体系の実現に向け，自転車の役割と位置付けを明確にし，乗用車から自転車への転換を促進する。このためには，歩行者・自転車・自動車の交通量に応じて，歩行者・自転車・自動車の適切な分

離を図り，増加している歩行者と自転車の事故等への対策を講じるなど，安全で快適な自転車利用環境を創出する必要があり，自転車道や自転車専用通行帯，歩道上で歩行者と自転車が通行する部分を指定する普通自転車の歩道通行部分の指定等の自転車走行空間ネットワークの整備を推進する。さらに，自転車を共同で利用するコミュニティサイクルなどの自転車利用促進策や，ルール・マナーの啓発活動などのソフト施策を積極的に推進する。

イ　自転車等の駐車対策の推進

自転車等の駐車対策については，自転車等駐車対策協議会の設置，総合計画の策定を促進するとともに，自転車等の駐車需要の多い地域及び今後駐車需要が著しく多くなることが予想される地域を中心に利用のされ方に応じた路外・路上の自転車駐車場等の整備を推進する。また，大量の自転車等の駐車需要を生じさせる施設について自転車駐車場等の設置を義務付ける条例の制定の促進を図る。さらに，自転車駐車場整備センター等による自転車駐車場等の整備を促進するとともに，自転車駐車場等を整備する民間事業者を地方公共団体とともに国が支援することで，更なる自転車等の駐車対策を図る。

鉄道の駅周辺等における放置自転車等の問題の解決を図るため，地方公共団体，道路管理者，都道府県警察，鉄道事業者等が適切な協力関係を保持し，地域の状況に応じ，条例の制定等による駅前広場及び道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図る。

特に，バリアフリー新法に基づき，市町村が定める重点整備地区内における生活関連経路を構成する道路においては，高齢者，障害者等の移動の円滑化に資するため，自転車等の違法駐車に対する指導取締りの強化，広報啓発活動等の違法駐車を防止する取組及び自転車駐車場等の整備を重点的に推進する。

ウ　大規模自転車道の整備

交通の安全を確保し，併せて余暇活動の増大に対応した歴史や自然に親しめる大規模自転車道の整備を推進する。

（６）高度道路交通システムの活用

最先端のＩＴ等を用いて，人と道路と車とを一体のシステムとして構築し，安全性，輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに，渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的とした高度道路交通システム（ＩＴＳ）を引き続き推進する。そのため，ＩＴＳ全体構想及び平成 22 年５月策定の新たな情報通信技術戦略に基づき，産・官・学が連携を図りながら，研究開発，フィールドテスト，インフラの整備，普及及び標準化に関する検討等の一層の推進を図るとともに，ＩＴＳ世界会議等における国際情報交換，国際標準化等の国際協力を積極的に進める。

ア　道路交通情報通信システムの整備

安全で円滑な道路交通を確保するため，リアルタイムな渋滞情報，所要時間，規制情報等の道路交通情報を提供するＶＩＣＳの整備・拡充を推進するとともに，高精度な情報提供の充実及び対応車載機の普及を図る。

また，詳細な道路交通情報の収集・提供のため，光ビーコン，ＩＴＳスポット等のインフラの整備を推進するとともに，インフラからの情報を補完するものとして，リアルタイムの自動車走行（プローブ）情報を含む広範な道路交通情報を集約・配信し，道路交通管理にも活用するグリーンＩＴＳについて産・官・学の連携の下，実現を図る。

イ　新交通管理システムの推進

高度化された交通管制センターを中心に，個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコンを媒体として，交通流・量を積極的かつ総合的に管理することにより，高度な交通情報提供，車両の運行管理，公共車両の優先通行，交通公害の減少，安全運転の支援，歩行者の安全確保等を図り，交通の安全及び快適性を確保しようとするＵＴＭＳの構想に基づき，システムの充実，キーインフラである光ビーコンの整備等の施策の推進を図る。

ウ　交通事故防止のための運転支援システムの推進

ＩＴＳの高度化により交通の安全を高めるため，自動車単体では対応できない事故への対策として，路車間通信，車車間通信，歩車間通信等の通信技術を活用した運転支援システムの実現に向けて，産・官・学が連携し研究開発等を行う。

また，交通管制システムのインフラ等を利用して，運転者に対し，周辺の交通状況等の情報を提供することにより，危険要因に対する注意を促す安全運転支援システム（ＤＳＳＳ※）の導入・整備を推進するとともに，共用車載機・車両の開発・普及に取り組む。

エ　スマートウェイの推進

ＥＴＣの通信技術をベースとしたＩＴＳスポットの活用によるスマートウェイの推進を官民一体となって展開していく。ＩＴＳスポットの活用により，ＥＴＣに加え，広範囲の渋滞データで適切にルート選択を可能とするダイナミックルートガイダンス，ドライブ中のヒヤリをなくす事前の注意喚起を実現する安全運転支援等のサービスを実現する。

オ　道路運送事業に係る高度情報化の推進

環境に配慮した安全で円滑な自動車の運行を実現するため，道路運送事業においてＩＴＳ技術を活用し，公共交通機関の利用促進や物流の効率化を進める。具体的には，公共車両優先システム（ＰＴＰＳ※）及び車両運行管理システム（MO

※ DSSS：Driving Safety Support Systems
※ PTPS：Public Transportation Priority Systems

ＣＳ[※]）の整備を推進する。

（７）交通需要マネジメントの推進

依然として厳しい道路交通渋滞を緩和し，道路交通の円滑化を図ることによる交通安全の推進に資するため，バイパス・環状道路の整備や交差点の改良等の交通容量の拡大策，交通管制の高度化等に加えて，パークアンドライドの推進，情報提供の充実,相乗りの促進，時差通勤・通学，フレックスタイム制の導入等により，道路利用の仕方に工夫を求め，輸送効率の向上や交通量の時間的・空間的平準化を図るＴＤＭを，広報・啓発活動を行い，その定着化を図りながら推進する。

ア　公共交通機関利用の促進

道路交通混雑が著しい一部の道路について，バス専用・優先レーンの設定，ハイグレードバス停，バス感応式信号機，ＰＴＰＳの整備，パークアンドバスライドやコミュニティバスの導入等バスの利用促進を図るための施策を推進するとともに，これらの施策を関係省庁が連携して総合的に実施するオムニバスタウン構想を推進する。

また，路面電車，モノレール等の公共交通機関の整備を支援するなど，鉄道，バス等の公共交通機関の確保・維持・改善を図るための施策を推進することにより，利用を促進し，公共交通機関への転換による円滑な道路交通の実現を図る。

さらに，鉄道・バス事業者による運行頻度・運行時間の見直し，乗り継ぎ改善等によるシームレスな公共交通の実現を図ることなどにより，利用者の利便性の向上を図るとともに，鉄道駅・バス停までのアクセス確保のために，パークアンドライド駐車場，自転車道，駅前広場等の整備を促進し，交通結節機能を強化する。

イ　自動車利用の効率化

乗用車の平均乗車人数の増加及び貨物自動車の積載率の向上により効率的な自動車利用を推進するため，自動車相乗りの促進，共同配送システムの構築，車両運行管理システム（ＭＯＣＳ）の導入等による物流の効率化等の促進を図る。

（８）災害に備えた道路交通環境の整備

ア　災害に備えた道路の整備

地震，豪雨，豪雪，津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。

地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため，緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。

また，豪雨・豪雪時等においても，安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため，道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路

※ MOCS: Mobile Operation Control Systems

の整備を推進する。

津波に対しては，津波による人的被害を最小化するため，道路利用者への早期情報提供，迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため，津波浸水域を回避する高規格幹線道路等の整備を推進する。

また，地震・津波等の災害発生時に，避難場所等となる「道の駅」について防災拠点としての活用を推進する。

イ　災害に強い交通安全施設等の整備

地震，豪雨，豪雪等による災害が発生した場合においても安全な道路交通を確保するため，交通管制センター，交通監視カメラ，各種車両感知器，交通情報板等の交通安全施設の整備及び通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための道路災害の監視システムの開発・導入，交通規制資機材の整備を推進するとともに，災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止による混乱を防止するため，予備電源として自動起動型信号機電源付加装置の整備を推進する。

また，オンライン接続された各都道府県警察の交通管制センターから詳細な交通情報をリアルタイムで警察庁に収集し，それを災害時の広域的な交通管理に活用できるよう，警察庁において広域交通管制システムの運用を的確に行う。

ウ　災害発生時における交通規制

災害発生時は，必要に応じて緊急交通路を確保し，それに伴う混乱を最小限に抑えるため，被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施する。

また，災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）による通行禁止等の交通規制を的確かつ迅速に行うため，信号制御により被災地への車両の流入を抑制するとともに，災害の状況や交通規制等に関する情報を交通情報板等により提供する。

エ　災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において，道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し，復旧や緊急交通路，緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため，地震計，交通監視カメラ，車両感知器，道路情報提供装置，道路管理情報システム等の整備を推進するとともに，インターネット等ＩＴを活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。

（９）総合的な駐車対策の推進

道路交通の安全と円滑を図り，都市機能の維持及び増進に寄与するため，交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進する。

ア　秩序ある駐車の推進

道路環境，交通実態，駐車需要等の変化に伴い，より良好な駐車秩序を確立するため，時間，曜日，季節等による交通流・量の変化等の時間的視点と，道路の区間ごとの交通環境や道路構造の特性等の場所的視点の両面から現行規制の見直しを行

い，駐車の効用にも十分配意して，個々の時間及び場所に応じたきめ細かな駐車規制を推進する。

イ　違法駐車対策の推進

（ア）悪質性，危険性，迷惑性の高い違反に重点を指向して，地域の実態に応じた取締り活動ガイドラインによるメリハリを付けた取締りを推進する。また，道路交通環境等当該現場の状況を勘案した上で必要があると認められる場合は，取締り活動ガイドラインの見直し等適切に対応する。

（イ）運転者の責任を追及できない放置車両について，当該車両の使用者に対する放置違反金納付命令及び繰り返し放置違反金納付命令を受けた使用者に対する使用制限命令の積極的な活用を図り，使用者責任を強力に追及する。他方，交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な駐車違反については，運転者の責任追及を徹底する。

ウ　駐車場等の整備

路上における無秩序な駐車を抑制し，安全かつ円滑な道路交通を確保するため，駐車規制及び違法駐車の取締りの推進と併せ，次の施策により駐車場の整備と有効利用を推進する。

（ア）駐車場整備に関する調査を推進し，自動車交通が混雑する地区等において，駐車場整備地区の指定を促進するとともに，当該地区において計画的，総合的な駐車対策を行うため，駐車場整備計画の策定を推進する。

（イ）大規模な建築物に対し駐車場の整備を義務付ける附置義務条例の制定の促進等を行うとともに，民間駐車場の整備を促進する。

また，都市機能の維持・増進を図るべき地区及び交通結節点等重点的に駐車場の整備を図るべき地域において，公共駐車場の整備を積極的に推進する。

（ウ）既存駐車場の有効利用を図るため，駐車場案内システム・駐車誘導システムの高度化を推進する。また，郊外部からの過剰な自動車流入を抑止し，都心部での交通の混雑を回避するため，パークアンドライドの普及のための駐車場等の環境整備を推進する。

エ　違法駐車締め出し気運の醸成・高揚

違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保等に関し，国民への広報・啓発活動を行うとともに，関係機関・団体との密接な連携を図り，地域交通安全活動推進委員の積極的な活用等により，住民の理解と協力を得ながら違法駐車締め出し気運の醸成・高揚を図る。

オ　ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進

必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に，地域の駐車管理構想を見直し，自治会，地元商店街等地域の意見要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善，道路利用者や関係事業者等による自主的な取組の促進，地方公

共団体や道路管理者に対する路外駐車場や路上荷捌きスペース整備の働き掛け，違法駐車の取締り，積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進する。

（10）道路交通情報の充実

安全で円滑な道路交通を確保するためには，運転者に対して正確できめ細かな道路交通情報を分かりやすく提供することが重要であり，高度化，多様化する道路交通情報に対する国民のニーズに対応し，適時・適切な情報を提供するため，ＩＴ等を活用して，道路交通情報の充実を図る必要がある。

ア　情報収集・提供体制の充実

多様化する道路利用者のニーズにこたえて道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより，安全かつ円滑な道路交通を確保するため，光ファイバーネットワーク等の新たな情報技術を活用しつつ，交通監視カメラ，路側通信システム，車両感知器，交通情報板，道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図るとともに，全国の交通規制情報のデータベース化を推進する。

イ　ＩＴＳを活用した道路交通情報の高度化

ＩＴＳの一環として，運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するＶＩＣＳやＩＴＳスポットの整備・拡充を積極的に図ることにより，交通の分散を図り，交通渋滞を解消し，交通の安全と円滑化を推進する。

また，高度化された交通管制センターを中心に，個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコンを媒体とし，高度な交通情報提供，車両の運行管理，公共車両の優先，交通公害の減少，安全運転の支援，歩行者の安全確保等を図ることにより交通の安全及び快適性を確保しようとするＵＴＭＳの構想に基づき，システムの充実，キーインフラである光ビーコンの整備等の施策の推進を図る。

さらに，運転者に対して，周辺の交通状況の情報を提供することにより危険要因に対する注意を促す安全運転支援システムを推進するとともに，リアルタイムの自動車走行（プローブ）情報を活用した道路交通情報の充実を図る。

ウ　適正な道路交通情報提供事業の促進

予測交通情報を提供する事業者の届出制，不正確又は不適切な予測交通情報を提供した事業者に対する是正勧告措置等を規定した道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）及び交通情報を提供する際に事業者が遵守すべき事項を定めた交通情報の提供に関する指針（平成 14 年国家公安委員会告示第 12 号）に基づき，事業者に対する指導・監督を行い，交通情報提供事業の適正化を図るなどにより，警察や道路管理者により収集された道路交通情報を活用した民間事業者による正確かつ適切な道路交通情報の提供を促進する。

エ　分かりやすい道路交通環境の確保

時間別・車種別等の交通規制の実効を図るための視認性・耐久性に優れた大型固定標識及び路側可変標識の整備並びに利用者のニーズに即した系統的で分かりやすい案内標識及び中央線変移システムの整備を推進する。

また，主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において，ルート番号等を用いた案内標識の設置を推進するとともに，地図を活用した多言語表記の実施等により，国際化の進展への対応に努める。

（11）交通安全に寄与する道路交通環境の整備

ア　道路の使用及び占用の適正化等

（ア）道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置，工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては，道路の構造を保全し，安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに，許可条件の履行，占用物件等の維持管理の適正化について指導する。

（イ）不法占用物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占用物件等については，実態把握，強力な指導取締りによりその排除を行い，特に市街地について重点的にその是正を実施する。

さらに，道路上から不法占用物件等を一掃するためには，沿道住民を始め道路利用者の自覚に待つところが大きいことから，不法占用等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い，「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。

なお，道路工事調整等を効果的に行うため，図面を基礎として，デジタル地図を活用し，データ処理を行うコンピュータ・マッピング・システムの段階的な活用の拡大を図る。

（ウ）道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事については，無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため，施工時期や施工方法を調整する。

さらに，掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進する。

イ　休憩施設等の整備の推進

過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して，都市間の一般道路において追越しのための付加車線や「道の駅」等の休憩施設等の整備を積極的に推進する。

ウ　子どもの遊び場等の確保

子どもの遊び場の不足を解消し，路上遊戯等による交通事故の防止に資するとともに，都市における良好な生活環境づくり等を図るため，社会資本整備重点計画等に基づき，住区基幹公園，都市基幹公園等の整備を推進する。

さらに，繁華街，小住宅集合地域，交通頻繁地域等，子どもの遊び場等の環境

に恵まれない地域又はこれに近接する地域に，優先的に，主として幼児及び小学校低学年児童を対象とした児童館及び児童遊園を設置するとともに，公立の小学校，中学校及び高等学校の校庭及び体育施設，社会福祉施設の園庭等の開放の促進を図る。

エ　道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し，又は交通の危険を防止するため，道路の破損，欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には，道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づき，迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。また，危険物を積載する車両の水底トンネル等の通行の禁止又は制限及び道路との関係において必要とされる車両の寸法，重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため，指導取締りの推進を図る。

オ　地域に応じた安全の確保

積雪寒冷特別地域においては，冬期の安全な道路交通を確保するため，冬期積雪・凍結路面対策として適時適切な除雪や凍結防止剤散布の実施，交差点等における消融雪施設等の整備，流雪溝，チェーン着脱場等の整備を推進する。

さらに，安全な道路交通の確保に資するため，気象，路面状況等を収集し，道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。

2　交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は，自他の生命尊重という理念の下に，交通社会の一員としての責任を自覚し，交通安全意識と交通マナーの向上に努め，相手の立場を尊重し，他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で，重要な意義を有している。交通安全意識を向上させ交通マナーを身に付けるためには，人間の成長過程に合わせ，生涯にわたる学習を促進して国民一人一人が交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要である。また，人優先の交通安全思想の下，高齢者，障害者等の交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに，交通事故被害者等の痛みを思いやり，交通事故を起こさない意識を育てることが重要である。

このため，交通安全教育指針（平成 10 年国家公安委員会告示第 15 号）等を活用し，幼児から成人に至るまで，心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに，高齢社会が進展する中で，高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに，他の世代に対しても高齢者の特性を知り，その上で高齢者を保護し，また，高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導を強化する。さらに，自転車を使用することが多い児童，中学生及び高校生に対しては，将来の運転者教育の基礎となるよう自転車の安全利用に関する指導を強化する。

学校においては，学習指導要領等に基づく関連教科・領域や道徳，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動など，教育活動全体を通じて計画的かつ組織的な指導に努めるとともに，学校保健安全法に基づき学校安全計画を策定し，児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導を実施する。障害のある児童生徒等に対しては，特別支援学校等において，その障害の特性を踏まえ，交通安全に関する指導に配慮する。

交通安全教育・普及啓発活動を行うに当たっては，参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れ，教材の充実を図りインターネットを活用した実施主体間の相互利用を促進するなどして，国民が自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう，必要な情報を分かりやすく提供することに努める。

交通安全教育・普及啓発活動については，国，地方公共団体，警察，学校，関係民間団体，地域社会，企業及び家庭がそれぞれの特性を生かし，互いに連携をとりながら地域ぐるみの活動が推進されるよう促す。特に交通安全教育・普及啓発活動に当たる地方公共団体職員や教職員の指導力の向上を図るとともに，地域における民間の指導者を育成することなどにより，地域の実情に即した自主的な活動を促進する。

また，地域ぐるみの交通安全教育・普及啓発活動を効果的に推進するため，高齢者を中心に，子ども，親の３世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流の促進に努める。

さらに，交通安全教育・普及啓発活動の効果について，評価・効果予測手法を充実させ，検証・評価を行うことにより，効果的な実施に努めるとともに，交通安全教

育・普及啓発活動の意義，重要性等について関係者の意識が深まるよう努める。

【第９次計画における重点施策及び新規施策】

○　参加・体験・実践型の活動の推進（(１）カ，(２)，(３）ア，イ，オ，(５))
○　高齢者に対する交通安全教育の推進（(１）カ)
○　自転車の安全利用の推進（(３）イ)
○　すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底（(３）ウ)
○　反射材用品の普及促進（(３）オ)
○　飲酒運転の根絶に向けた規範意識の確立（(３）カ)
○　交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進（(４))
○　住民の参加・協働の推進（(５))

（１）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア　幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は，心身の発達段階や地域の実情に応じて，基本的な交通ルールを遵守し，交通マナーを実践する態度を習得させるとともに，日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする。

幼稚園・保育所等においては，家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら，日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえて交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。これらを効果的に実施するため，紙芝居や視聴覚教材等を利用したり親子で実習したりするなど，分かりやすい指導に努めるとともに，指導資料の作成，教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進する。

児童館及び児童遊園においては，遊びによる生活指導の一環として，交通安全に関する指導を推進するとともに，母親クラブ等の組織化を促進し，その活動の強化を図る。

関係機関・団体は，幼児の心身の発達や交通状況等の地域の実情を踏まえた幅広い教材・教具・情報の提供等を行うことにより，幼稚園・保育所等において行われる交通安全教育の支援を行うとともに，幼児の保護者が常に幼児の手本となって安全に道路を通行するなど，家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等の実施に努める。また，交通ボランティアによる幼児に対する通園時の安全な行動の指導，保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進する。

イ　児童に対する交通安全教育の推進

児童に対する交通安全教育は，心身の発達段階や地域の実情に応じて，歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに，道路及び交

通の状況に応じて，安全に道路を通行するために，道路交通における危険を予測し，これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。

小学校においては，家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら，体育，道徳，総合的な学習の時間，特別活動など学校の教育活動全体を通じて，歩行者としての心得，自転車の安全な利用，乗り物の安全な利用，危険の予測と回避，交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施する。

小学校における交通安全教育を計画的に実施し，効果的なものとするため，自転車の安全な利用等も含め，安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに，交通安全教室の推進，教員等を対象とした心肺そ生法の実技講習会等を実施する。

関係機関・団体は，小学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに，児童に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。また，児童の保護者が日常生活の中で模範的な行動をとり，歩行中，自転車乗用中等実際の交通の場面で，児童に対し，基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう保護者を対象とした交通安全講習会等を開催する。

さらに，交通ボランティアによる通学路における児童に対する安全な行動の指導，児童の保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進する。

ウ　中学生に対する交通安全教育の推進

中学生に対する交通安全教育は，日常生活における交通安全に必要な事柄，特に，自転車で安全に道路を通行するために，必要な技能と知識を十分に習得させるとともに，道路を通行する場合は，思いやりをもって，自己の安全ばかりでなく，他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とする。

中学校においては，家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら，保健体育，道徳，総合的な学習の時間，特別活動など学校の教育活動全体を通じて，歩行者としての心得，自転車の安全な利用，自動車等の特性，危険の予測と回避，標識等の意味，応急手当等について重点的に交通安全教育を実施する。

中学校における交通安全教育を計画的に実施し，効果的なものとするため，自転車の安全な利用等も含め，安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに，交通安全教室の推進，教員等を対象とした心肺そ生法の実技講習会等を実施する。

関係機関・団体は，中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣，情報の提供等の支援を行うとともに，地域において，保護者対象の交通安全講習会や中学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。

エ　高校生に対する交通安全教育の推進

高校生に対する交通安全教育は，日常生活における交通安全に必要な事柄，特に，二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために，必

要な技能と知識を習得させるとともに，交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目標とする。

高等学校においては，家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら，保健体育，総合的な学習の時間，特別活動など学校の教育活動全体を通じて，自転車の安全な利用，二輪車・自動車の特性，危険の予測と回避，運転者の責任，応急手当等について更に理解を深めるとともに，生徒の多くが，近い将来，普通免許等を取得することが予想されることから，免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行う。特に，二輪車・自動車の安全に関する指導については，生徒の実態や地域の実情に応じて，安全運転を推進する機関・団体やＰＴＡ等と連携しながら，安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図るとともに，実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図る。

高等学校における交通安全教育を計画的に実施し，効果的なものとするため，自転車の安全な利用等も含め，安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに，交通安全教室の推進，教員等を対象とした心肺そ生法の実技講習会等を実施する。

関係機関・団体は，高等学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣，情報の提供等の支援を行うとともに，地域において，高校生及び相当年齢者に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。また，小中学校等との交流を図るなどして高校生の果たしうる役割を考えさせるとともに，交通安全活動への積極的な参加を促す。

オ　成人に対する交通安全教育の推進

成人に対する交通安全教育は，自動車等の安全運転の確保の観点から，免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか，社会人，大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。

運転免許取得時の教育は，自動車教習所における教習が中心となることから，教習水準の一層の向上に努める。

免許取得後の運転者教育は，運転者としての社会的責任の自覚，安全運転に必要な技能及び技術，特に危険予測・回避の能力の向上，交通事故被害者等の心情等交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・交通マナーの向上を目標とし，都道府県公安委員会が行う各種講習，自動車教習所，民間の交通安全教育施設等が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者，運行管理者等が行う交通安全教育を中心として行う。

自動車の使用者は，安全運転管理者，運行管理者等を法定講習，指導者向けの研修会等へ積極的に参加させ，事業所における自主的な安全運転管理の活発化に努める。また，自動車安全運転センター安全運転中央研修所等の研修施設におい

て，高度な運転技術，指導方法等を身に付けた運転者教育指導者の育成を図るとともに，これらの交通安全教育を行う施設の整備を推進する。

また，社会人を対象とした学級・講座等における交通安全教育の促進を図るなど，公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動を促進するとともに，関係機関・団体，交通ボランティア等による活動を促進する。

大学生等に対しては，学生の自転車や二輪車・自動車の事故・利用等の実態に応じ，関係機関・団体等と連携し，交通安全教育の充実に努める。

カ　高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は，加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに，道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。

高齢者に対する交通安全教育を推進するため，国及び地方公共団体は，高齢者に対する交通安全指導担当者の養成，教材・教具等の開発等，指導体制の充実に努めるとともに，シルバーリーダー（高齢者交通安全指導員）等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。また，関係団体，交通ボランティア，医療機関・福祉施設関係者等と連携して，高齢者の交通安全教室等を開催するとともに，高齢者に対する社会教育活動・福祉活動，各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施する。特に交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に，家庭訪問による個別指導，高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等が地域ぐるみで行われるように努める。この場合，高齢者の自発性を促すことに留意しつつ，高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うこととし，反射材用品の活用等交通安全用品の普及にも努める。

また，高齢運転者に対しては，高齢者講習及び更新時講習における高齢者学級の内容の充実に努めるほか，関係機関・団体，自動車教習所等と連携して，個別に安全運転の指導を行う講習会等を開催し，高齢運転者の受講機会の拡大を図るとともに，その自発的な受講の促進に努める。

電動車いすを利用する高齢者に対しては，電動車いすの製造メーカー等で組織される団体等と連携して，購入時の指導・助言を徹底するとともに，安全利用に向けた交通安全教育の促進に努める。

また，地域における高齢者の安全運転の普及を促進するため，シルバーリーダーを対象とした安全運転教育を実施する。

さらに，地域及び家庭において適切な助言等が行われるよう，交通安全母親活動や，高齢者を中心に，子ども，親の３世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流の促進に努める。

キ　障害者に対する交通安全教育の推進

障害者に対しては，交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため，地域における福祉活動の場を利用するなどして，障害の程度に応じ，きめ細かい交通安全教育を推進する。また，手話通訳員の配置，字幕入りビデオの活用等に努めるとともに，身近な場所における教育機会の提供，効果的な教材の開発等に努める。

さらに，自立歩行ができない障害者に対しては，介護者，交通ボランティア等の障害者に付き添う者を対象とした講習会等を開催する。

ク　外国人に対する交通安全教育の推進

外国人に対し，我が国の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的として交通安全教育を推進するとともに，最近の国際化の進展を踏まえ外国人向け教材の充実を図り，効果的な交通安全教育に努める。また，外国人を雇用する使用者等を通じ，外国人の講習会等への参加を促進する。

ケ　交通事犯被収容者に対する教育活動等の充実

刑事施設においては,被害者の生命や身体に重大な影響を与える交通事故を起こした受刑者や重大な交通違反を反復した受刑者を対象に，改善指導として実施している「交通安全指導」,「被害者の視点を取り入れた教育」等の指導の更なる充実に努める。特に飲酒運転を行っている者やアルコール依存の問題を持つ受刑者に対しては，その指導内容の一層の充実を図る。

少年院においては，交通事犯少年に対して，個別の問題性に応じた適切な教育及び指導を行うとともに，人命尊重の精神と，遵法精神のかん養に重点を置いた非行態様別指導（交通問題指導プログラム）等の交通安全教育の充実を図る。また，被害者を死亡させた又は生命，身体を害した事件を犯した少年については，ゲストスピーカー制度などを活用し，被害者の視点を取り入れた教育を充実させる。

少年鑑別所における交通事犯少年に対する資質鑑別については，交通事犯少年の特性の的確な把握，より適切な交通鑑別方式の在り方等について，専門的立場からの研究を活発化するとともに，運転適性検査や法務省式運転態度検査等の活用により，一層の適正・充実化を図る。

コ　交通事犯により保護観察に付された者に対する保護観察の充実

交通事犯に係る保護観察については，集団及び個別の処遇に当たる保護観察官並びに保護司の処遇能力の充実を図るとともに，飲酒運転防止プログラム等交通事犯保護観察対象者の問題性に焦点を当てた効果的な処遇を実施する。

（２）効果的な交通安全教育の推進

交通安全教育を行うに当たっては，受講者が，安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し，かつ，その必要性を理解できるようにするため，参加・体

験・実践型の教育方法を積極的に活用する。

交通安全教育を行う機関・団体は，交通安全教育に関する情報を共有し，他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与，講師の派遣及び情報の提供等，相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。

また，受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保，教材等の充実及び映像記録型ドライブレコーダーによって得られた事故等の情報を活用するなど効果的な教育手法の開発・導入に努める。

さらに，交通安全教育の効果を確認し，必要に応じて教育の方法，利用する教材の見直しを行うなど，常に効果的な交通安全教育ができるよう努める。

（3）交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア　交通安全運動の推進

国民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図り，交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに，国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための国民運動として，国の運動主催機関・団体を始め，地方公共団体の交通対策協議会等の構成機関・団体が相互に連携して，交通安全運動を組織的・継続的に展開する。

交通安全運動の運動重点としては，高齢者の交通事故防止，子どもの交通事故防止，シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底，夜間（特に薄暮時）における交通事故防止，自転車の安全利用の推進，飲酒運転の根絶等，全国的な交通情勢に即した事項を設定するとともに，地域の実情に即した効果的な交通安全運動を実施するため，必要に応じて地域の重点を定める。

交通安全運動の実施に当たっては，事前に，運動の趣旨，実施期間，運動重点，実施計画等について広く住民に周知することにより，市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに，住民本位の運動として展開されるよう，事故実態，住民や交通事故被害者等のニーズ等を踏まえた実施に努める。

さらに，地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図り，参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により，交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進する。

また，事後に，運動の効果を検証，評価することにより，一層効果的な運動が実施されるよう配意する。

イ　自転車の安全利用の推進

自転車が道路を通行する場合は，車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。

自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため，「自転車安全利用五則」（平成 19 年 7 月 10 日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定）を活

用するなどにより,歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。特に，自転車の歩道通行時におけるルールについての周知・徹底を図る。

自転車は，歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており，交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから，そうした意識の啓発を図る。

薄暮の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ，自転車の灯火の点灯を徹底し，自転車の側面等への反射材用品の取付けを促進する。

自転車に同乗する幼児の安全を確保するため，保護者に対して幼児の同乗が運転操作に与える影響等を体感できる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか,幼児を同乗させる場合において安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進する。

幼児・児童の自転車用ヘルメットについて，あらゆる機会を通じて保護者等に対し，頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め，着用の徹底を図る。

ウ　すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め，すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る（平成 22 年 10 月現在における一般道のシートベルト着用率は，運転席 97.3%，助手席 92.2%，後部座席 33.1%（警察庁と社団法人日本自動車連盟の合同調査による））。

このため，地方公共団体，関係機関・団体等との協力の下，あらゆる機会・媒体を通じて着用徹底の啓発活動等を展開する。

エ　チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について，着用推進シンボルマーク等を活用しつつ，幼稚園・保育所，病院等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め，正しい使用の徹底を図る。特に，比較的年齢の高い幼児の保護者に対し，その取組を強化する（平成 22 年４月現在におけるチャイルドシート使用率は，６歳未満 56.8%，５歳児 32.8%（警察庁と社団法人日本自動車連盟の合同調査による））。

また，地方公共団体，民間団体等が実施している各種支援制度の活用を通じて，チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを促進する。

さらに，チャイルドシートと座席との適合表の公表の促進，製品ごとの安全性に関する比較情報の提供，分かりやすい取扱説明書の作成等，チャイルドシート製作者又は自動車製作者における取組を促すとともに，販売店等における利用者への正しい使用の指導・助言を推進する。

オ　反射材用品の普及促進

夜間における視認性を高め，歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るため，各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに，反射材用品等の視認効果，使用方法等について理解を深めるため，参加・体験・実践型の交通安全教育の実施及び関係機関・団体と協力した反射材用品等の展示会の開催等を推進する。

反射材用品等は，全年齢層を対象として普及を図ることとするが，歩行中の交通事故死者数の中で占める割合が高い高齢者に対しては，特にその普及の促進を図る。また，衣服や靴，鞄等の身の回り品への反射材用品の組み込みを推奨するとともに，適切な反射性能等を有する製品についての情報提供に努める。

カ　飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに，交通ボランティアや安全運転管理者，酒類製造・販売業者，酒類提供飲食店，駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど，地域，職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め，「飲酒運転をしない，させない」という国民の規範意識の確立を図る。

キ　効果的な広報の実施

交通の安全に関する広報については，テレビ，ラジオ，新聞，インターネット等の広報媒体を活用して，交通事故等の実態を踏まえた広報，日常生活に密着した内容の広報，交通事故被害者等の声を取り入れた広報等，具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するなど，実効の挙がる広報を次の方針により行う。

（ア）家庭，学校，職場，地域等と一体となった広範なキャンペーンや，官民が一体となった各種の広報媒体を通じての集中的なキャンペーン等を積極的に行うことにより，高齢者の交通事故防止，シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底，飲酒運転の根絶，違法駐車の排除等を図る。

（イ）交通安全に果たす家庭の役割は極めて大きいことから，家庭向け広報媒体の積極的な活用，地方公共団体，町内会等を通じた広報等により家庭に浸透するきめ細かな広報の充実に努め，子ども，高齢者等を交通事故から守るとともに，飲酒運転を根絶し，暴走運転，無謀運転等を追放する。

（ウ）民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため，国及び地方公共団体は，交通の安全に関する資料，情報等の提供を積極的に行うとともに，報道機関の理解と協力を求め，全国民的気運の盛り上がりを図る。

ク　その他の普及啓発活動の推進

（ア）高齢者の交通事故防止に関する国民の意識を高めるため，加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響等について科学的な知見に基づいた広報を積極的

に行う。また，他の年齢層に高齢者の特性を理解させるとともに，高齢運転者標識（高齢者マーク）を取り付けた自動車への保護意識を高めるように努める。

（イ）薄暮の時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから，夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反，飲酒運転等による事故実態・危険性等を広く周知し，これら違反の防止を図る。

また，季節や気象の変化，地域の実態等に応じ，交通情報板等を活用するなどして自動車及び自転車の前照灯の早期点灯を促す。

（ウ）国民が，交通事故の発生状況を認識し，交通事故防止に関する意識の啓発等を図ることができるよう，インターネット等を通じて事故データ及び事故多発地点に関する情報の提供に努める。

（エ）自動車アセスメント情報や，安全装置の有効性，自動車の正しい使い方，点検整備の方法に係る情報，交通事故の概況等の情報を総合的な安全情報として取りまとめ，自動車ユーザー，自動車運送事業者，自動車製作者等の情報の受け手に応じ適時適切に届けることにより，関係者の交通安全に関する意識を高める。

（オ）学識経験者と参加者による討議等により，交通安全活動に新しい知見を与え，交通安全意識の高揚を図ることを目的とした各種会議を開催する。

（4）交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

交通安全を目的とする民間団体については，交通安全指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど，その主体的な活動を促進する。また，地域団体，自動車製造・販売団体，自動車利用者団体等については，それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう，全国交通安全運動等の機会を利用して働き掛けを行う。そのため，交通安全対策に関する行政・民間団体間及び民間団体相互間において定期的に連絡協議を行い，交通安全に関する国民挙げての活動の展開を図る。

また，交通指導員等必ずしも組織化されていない交通ボランティア等に対しては，資質の向上に資する援助を行うことなどにより，その主体的な活動及び相互間の連絡協力体制の整備を促進する。

特に，民間団体・交通ボランティア等が主体となった交通安全教育・普及啓発活動の促進を図るため，交通安全教育の指導者を育成するためのシステムの構築及びカリキュラムの策定に努める。

（5）住民の参加・協働の推進

交通の安全は，住民の安全意識により支えられることから，住民自らが交通安全に関する自らの意識改革を進めることが重要である。

このため，交通安全思想の普及徹底に当たっては，行政，民間団体，企業等と住

民が連携を密にした上で，それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し，住民の参加・協働を積極的に進める。

　このような観点から，安全で良好なコミュニティ形成を図るため，住民や道路利用者が主体的に行う「ヒヤリ地図」を作成したり，交通安全総点検等住民が積極的に参加できるような仕組みをつくったりするほか，その活動において，当該地域に根ざした具体的な目標を設定するなどの交通安全対策を推進する。

３　安全運転の確保

安全運転を確保するためには，運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり，このため，運転者のみならず，これから運転免許を取得しようとする者までを含めた運転者教育等の充実に努める。特に，今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する教育等の充実を図る。運転免許制度については，最近の交通情勢を踏まえて必要な改善を図る。

また，今後の自動車運送事業の変化を見据え，企業・事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し，企業・事業所等の自主的な安全運転管理対策の推進及び自動車運送事業者の安全対策の充実を図るとともに，交通労働災害の防止等を図るための取組を進める。

さらに，道路交通の安全に影響を及ぼす自然現象等に関する適時・適切な情報提供を実施するため，ＩＴ等を活用しつつ,道路交通に関連する総合的な情報提供の充実を図る。

【第９次計画における重点施策及び新規施策】

○　高齢運転者対策の充実（(１）エ)
○　安全運転管理の推進（(３))
○　映像記録型ドライブレコーダーの普及（(３),（４）イ)
○　自動車運送事業者に対する指導監督の充実（(４）ア)
○　安全運転の確保に資する機器の普及及び活用策の充実（(４）イ)
○　自動車運送事業者に係る事故の要因分析の実施（(４）ウ)
○　貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等（(４）オ)
○　国際海上コンテナの陸上輸送にかかる安全対策（(６）イ)

（1）運転者教育等の充実

安全運転に必要な知識及び技能を身に付けた上で安全運転を実践できる運転者を育成するため，免許取得前から，安全意識を醸成する交通安全教育の充実を図るとともに，免許取得時及び免許取得後においては，特に，実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させるための教育を行う。

また，これらの機会が，単なる知識や技能を教える場にとどまることなく，個々の心理的・性格的な適性を踏まえた教育，交通事故被害者等の手記等を活用した講習を行うなどにより交通事故の悲惨さの理解を深める教育，自らの身体機能の状況や健康状態について自覚を促す教育等を行うことを通じて，運転者の安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるよう，教育内容の充実を図る。

ア　運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

（ア）自動車教習所における教習の充実

自動車教習所の教習に関し，交通事故の発生状況，道路環境等の交通状況を勘案しつつ，教習カリキュラムの見直し・検討を進めるほか，教習指導員等の資質の向上，教習内容及び技法の充実を図り，教習水準を高める。

また，教習水準に関する情報の国民への提供に努める。

（イ）取得時講習の充実

原付免許，普通二輪免許，大型二輪免許，普通免許，中型免許，大型免許，普通二種免許，中型二種免許及び大型二種免許を取得しようとする者に対する取得時講習の充実に努める。

イ　運転者に対する再教育等の充実

取消処分者講習，停止処分者講習，違反者講習，初心運転者講習，更新時講習及び高齢者講習により運転者に対する再教育が効果的に行われるよう，講習施設・設備の拡充を図るほか，講習指導員の資質向上，講習資機材の高度化並びに講習内容及び講習方法の充実に努める。

特に，飲酒運転を防止するという観点から，飲酒運転違反者に対する取消処分者講習の在り方を見直し，その内容を充実させる。

自動車教習所については，既に運転免許を取得した者に対する再教育も実施するなど，地域の交通安全教育センターとしての機能の充実に努める。

ウ　二輪車安全運転対策の推進

取得時講習のほか，二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習の推進に努める。また，指定自動車教習所における交通安全教育体制の整備等を促進し，二輪車運転者に対する教育の充実強化に努める。

エ　高齢運転者対策の充実

（ア）高齢者に対する教育の充実

高齢者講習の効果的実施，更新時講習における高齢者学級の拡充等に努める。

特に,講習予備検査（認知機能検査）に基づく高齢者講習においては，検査の結果に基づくきめ細かな教育に努める。

また，講習予備検査（認知機能検査）の実施状況を調査し，検査の判定基準が適正なものであるかどうかなどについて検証を行う。

（イ）臨時適性検査の確実な実施

講習予備検査（認知機能検査）の機会等を通じて，認知症の疑いがある運転者の把握に努め，臨時適性検査の確実な実施等により，安全な運転に支障のある者については運転免許の取消等の行政処分を行う。

また，臨時適性検査の円滑な実施のため，認知症専門医等との連携を強化するなど，態勢の強化に努める。

（ウ）運転経歴証明書の充実

運転経歴証明書の身分証明書としての機能を充実させ，運転免許証を自主返納

した者の支援に努める。

（エ）高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用

高齢運転者の安全意識を高めるため，高齢者マークの積極的な使用の促進を図る。

オ　シートベルト，チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

シートベルト，チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図るため，関係機関・団体と連携し，各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて，着用効果の啓発等着用推進キャンペーンを積極的に行うとともに，シートベルト，チャイルドシート及び乗車用ヘルメット着用義務違反に対する街頭での指導取締りの充実を図る。

カ　自動車安全運転センターの業務の充実

自動車安全運転センター安全運転中央研修所における各種の訓練施設を活用し，高度の運転技能と専門的知識を必要とする安全運転指導者や職業運転者，青少年運転者等に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の充実を図るとともに，通知，証明及び調査研究業務等の一層の充実を図る。

キ　自動車運転代行業の指導育成等

自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し，交通の安全及び利用者の保護を図るため，自動車運転代行業者に対し，立入検査等を行うほか，無認定営業，損害賠償措置義務違反，無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを実施する。

ク　自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断については，民間参入の促進を図る等により，受診環境の整備を行い，受診を積極的に促進する。

ケ　悪質危険な運転者の早期排除

行政処分制度の適正かつ迅速な運用により長期未執行者の解消に努めるなど，悪質危険な運転者の早期排除を図る。

（２）運転免許制度の改善

交通事故の傾向等，最近の交通情勢を踏まえた運転免許制度の見直し・検討を行う。特に，聴覚障害者が運転できる車種の拡大に向けた検討を行う。

また,運転免許試験については，現実の交通環境における能力の有無を的確に判定するものとなっているかについて検証を行い，必要に応じ，改善を図る。

さらに，国民の立場に立った運転免許業務を行うため，手続の簡素化の推進により更新負担の軽減を図る。特に，講習予備検査（認知機能検査）導入後の状況を踏まえ，受講者の負担軽減の観点から，高齢者講習の内容の合理化に向けた検討を行う。

また,運転免許試験場における障害者等のための設備・資機材の整備及び運転適性相談活動の充実を図る。

（３）安全運転管理の推進

安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に対する講習の充実等により，これらの者の資質及び安全意識の向上を図るとともに，事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全運転管理者等を指導する。

また，安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り，企業内の安全運転管理体制を充実強化し，安全運転管理業務の徹底を図る。

さらに，事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等への通報制度を十分活用するとともに，使用者，安全運転管理者等による下命，容認違反等については，使用者等の責任追及を徹底し適正な運転管理を図る。

事業活動に伴う交通事故防止を更に促進するため，映像記録型ドライブレコーダー，デジタル式運行記録計等（以下「ドライブレコーダー等」という。）の安全運転の確保に資する車載機器の普及促進に努めるとともに，ドライブレコーダー等によって得られた事故等の情報の交通安全教育や安全運転管理への活用方法について周知を図る。

（４）自動車運送事業者の安全対策の充実

ア　自動車運送事業者に対する指導監督の充実

労働基準法等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図るため，飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者，重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに，関係機関合同による監査・監督を実施し，不適切な事業者に対しては厳正な処分を行う。このため，効果的かつ効率的な監査を実施するための監査システムの構築及び監査実施体制の充実・強化を図る。

また，関係行政機関相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互通報制度等を活用することにより，過労運転に起因する事故等の通報制度の的確な運用と業界指導の徹底を図るとともに，事業者団体等関係団体を通じての指導にも努める。特に，貨物自動車運送事業者については，貨物自動車運送適正化事業実施機関を通じての過労運転・過積載の防止等運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。

さらに，自動車運送事業者による社内一丸となった安全管理体制の構築・改善を図るため，国がその構築状況を評価・助言する運輸安全マネジメント制度の一層の浸透・徹底を図る。

このほか，平成 23 年４月１日施行の自動車運送事業者に対する点呼時におけるアルコール検知器の使用義務付けにより，自動車運送事業者における飲酒運転ゼロを目指す。

イ　安全運転の確保に資する機器の普及促進及び活用策の充実

ドライブレコーダー等の安全運転の確保に資する機器の普及促進に努めるとともに，運送事業者における乗務員のリスク情報の把握や共有，経営者や運行管理者による事故の再発防止対策の検討・立案等を容易に，かつ，効率的・効果的に実施するための映像記録型ドライブレコーダーの活用手順について周知を図る。また，映像記録型ドライブレコーダーより得られた情報の事故分析への更なる活用方法等について検討し，活用方法等の充実に努める。

ウ　自動車運送事業者に係る事故の要因分析の実施

事業用自動車の事故に関する情報の充実を図るため，自動車事故報告規則（昭和26 年運輸省令第 104 号）に基づく事故情報の収集・分析に加え，自動車運送事業に係る交通事故要因分析のための情報収集・分析を充実及び強化するとともに，これらの事故情報について，多角的に分析等を実施する。

エ　運行管理者等に対する指導講習の充実

運行管理者等に対する指導講習について，民間参入の促進を図ること等により，受講環境の整備を行う。

オ　貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において，貨物自動車運送事業者について，利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにするとともに，事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（通称Gマーク事業）を促進する。

また，国，地方公共団体及び民間団体等において，貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には，それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から，安全性優良事業所（通称Gマーク認定事業所）の認定状況も踏まえつつ，関係者の理解も得ながら該当事業所が積極的に選択されるよう努める。

カ　社内安全教育の実施に対する支援

社内での安全教育を促進するため,外部専門家等の活用による事故防止コンサルティング実施に対して支援を行い,社内での安全教育の充実を図る。

（５）交通労働災害の防止等

ア　交通労働災害の防止

交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底を行うことにより，事業場における管理体制の確立，適正な労働時間等の管理，適正な走行管理，運転者に対する教育，健康管理，交通労働災害防止に対する意識の高揚等を促進する。

また，これらの対策が効果的に実施されるよう関係団体と連携して，事業場における交通労働災害防止担当管理者の配置，交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく同管理者及び自動車運転業務従事者に対する教育の実施を推進する

とともに，事業場に対する個別指導等を実施する。

イ　運転者の労働条件の適正化等

自動車運転者の労働時間，休日，割増賃金，賃金形態等の労働条件の改善を図るため，労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第７号）の履行を確保するための監督指導を実施する。

また，関係行政機関において相互の連絡会議の開催及び監査・監督結果の相互通報制度等の活用を図るとともに，必要に応じ合同による監査・監督を実施する。

（６）道路交通に関連する情報の充実

ア　危険物輸送に関する情報提供の充実等

危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し，災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため，イエローカード（危険有害物質の性状，処理剤及びその調達先等事故の際必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行，関係法令の遵守，乗務員教育の実施等について危険物運送事業者の指導を強化する。

また，危険物運搬車両の交通事故による危険物の漏洩等が発生した場合に，安全かつ迅速に事故処理等を行うため，危険物災害等情報支援システムの充実を図る。

イ　国際海上コンテナの陸上輸送にかかる安全対策

国際海上コンテナの陸上輸送における安全の確保を図るため，関係者に対して，コンテナ貨物の重量等に関する情報の伝達やコンテナロックの確実な実施等を内容とする，平成 17 年に策定された「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」の周知を図る。

また「国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案」の国会への提出を検討する。

ウ　気象情報等の充実

道路交通に影響を及ぼす自然現象を的確に把握し，気象警報・注意報・予報及び津波警報・注意報並びに台風，大雨，竜巻等の激しい突風，地震，津波，火山噴火等の現象に関する情報の質的向上と適時・適切な発表及び迅速な伝達に努める。また，道路の降雪状況や路面状況等を収集し，道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。

さらに，気象，地震，津波，火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し，維持するとともに，防災関係機関等との間の情報の共有やＩＴを活用した観測・監視体制の強化を図るものとする。このほか，広報や講習会等を通じて気象知識の普及に努める。

４　車両の安全性の確保

現在，エレクトロニクス技術の自動車への利用範囲の拡大を始めとして，自動車に関する技術の進歩は目覚ましく，車両の安全対策として効果が期待できる範囲は確実に拡大していることから，今後車両の安全対策を拡充強化することが必要である。

このような認識の下，車両構造に起因するとされる事故について対策を講ずるとともに，主に運転ミス等の人的要因に起因するとされる事故についても，車両構造面からの対策によりできる限り交通事故の未然防止を図る。

また，不幸にして発生してしまった事故についても，車両構造面からの被害軽減対策を拡充するとともに，事故発生後の車両火災防止や車両からの脱出容易性の確保等,被害拡大防止対策を併せて進める。

特に，事故件数及び死傷者数は依然として高水準にあり，後遺障害も考慮すれば,これまで被害軽減を上げてきた被害軽減対策の進化・成熟化を図ることに加え，今後は，事故を未然に防止する予防安全対策について，先進技術の活用等により，更なる充実を図る必要がある。また，車両安全対策の推進に当たっては，規制と誘導的施策を総合的かつ有効に連携させるため，安全性に関する基準の拡充・強化のみならず,自動車製作者や研究機関等による安全な自動車の開発を促進する方策，使用者による安全な自動車の選択を促進する方策等を，基礎研究から実用・普及までの各段階に応じて適切に講じる必要がある。

さらに，自動車が使用される段階においては，自動車にはブレーキ・パッド，タイヤ等走行に伴い摩耗・劣化する部品や，ブレーキ・オイル，ベルト等のゴム部品等走行しなくても時間の経過とともに劣化する部品等が多く使用されており，適切な保守管理を行わなければ，不具合に起因する事故等の可能性が大きくなることから，自動車の適切な保守管理を推進する必要がある。

自動車の保守管理は，一義的には，自動車使用者の責任の下になされるべきであるが，自動車は，交通事故等により運転者自身の生命，身体のみでなく，第三者の生命,身体にも影響を与える危険性を内包しているため，自動車検査により，各車両の安全性の確保を図る。

【第９次計画における重点施策及び新規施策】

○　先進安全自動車の開発・普及の促進（(１）ア，イ)
○　車両の安全性等に関する日本工業規格の整備（(１）ウ)
○　自動車点検整備の充実（(３）ウ)
○　リコール制度の充実・強化（(４))

（1）車両の安全性に関する基準等の改善の推進

ア　道路運送車両の保安基準の拡充・強化等

（ア）車両の安全対策の推進

車両の安全対策については，平成 22 年度に開催した交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会の結果を踏まえて実施していく。

具体的には，産・官・学が参加する検討会が中心となり，①事故実態の把握・分析，②安全対策に関する方針，対策の具体的な内容の検討，③事前効果評価・事後効果評価といった一連の流れを継続的に実施することにより，車両の安全対策を推進していく。

特に，事故実態の把握・分析においては，ドライブレコーダーやＥＤＲの情報を活用するとともに，これに合わせ医療機関の協力により乗員等の傷害状況も詳細に把握し，事故による傷害発生のメカニズムを詳細に調べるなど，より一層の推進に資する取組について検討していく。

加えて，車両の安全対策の推進に係る一連の流れの中においては，自動車使用の態様の変化，新技術の開発状況，諸外国の自動車安全対策の動向等についても勘案しつつ検討を行うとともに，その検討結果については公表し，透明性を確保する。

なお，事故を未然に防止する予防安全対策については，車両安全対策を推進する取組の一環として，これまでも保安基準の拡充・強化等と先進安全自動車（ＡＳＶ[※]）の開発・普及の促進，使用者に対する自動車アセスメント情報の提供等との総合的かつ有効な連携を深めてきたところであるが，今後もより一層の連携を図っていく。

（イ）道路運送車両の保安基準の拡充・強化

車両の安全対策の基本である自動車の構造・装置等の安全要件を定める道路運送車両の保安基準について，上述の検討結果を踏まえつつ，事故を未然に防ぐための予防安全対策，万が一事故が発生した場合においても乗員，歩行者等の保護を行うための被害軽減対策，その際に火災の発生等の二次災害が起こることを防止するための災害拡大防止対策のそれぞれの観点から，適切に拡充・強化を図る。

特に以下の事項については，安全基準の拡充・強化について，今後積極的に検討し，道路交通の安全確保を図っていく。

① 様々な衝突形態に対応した対策や，死者に占める割合が高い歩行者・高齢者を保護する対策に加えて，交通事故を未然に防止する技術の開発促進等を行うことにより，より安全な車両の開発等を推進すること。

② ハイブリッド自動車や電気自動車に係る静音性対策，電気自動車に搭載されるリチウムイオン蓄電池等に係る安全対策，及び超小型自動車に係る安全対策等を行うことにより，これら新たな自動車に係る安全を確保すること。

なお，保安基準の拡充・強化の推進に当たっては，保安基準が自動車の国際

※ ASV : Advanced Safety Vehicle

的な流通を阻害することがないよう国際的に連携して検討を進める。

イ　先進安全自動車（ＡＳＶ）の開発・普及の促進

先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した先進安全自動車（ＡＳＶ）について，産官学の協力によるＡＳＶ推進検討会の下，車両の開発・普及の促進を一層進める。

安全運転の責任は一義的にはドライバーにあるが，今後，技術の進展にともないドライバーの新技術に対する過信などが原因で事故が発生する恐れがあるため，安全運転を支援するシステムについて，ドライバーの過信対策等について検討を進める。

また，ＡＳＶ技術のうち衝突被害軽減ブレーキ等の実用化段階にあるＡＳＶ技術については，補助制度の拡充，技術指針の策定，ＡＳＶ技術の効果評価の実施等により普及促進を引き続き進める。

ウ　車両の安全性等に関する日本工業規格の整備

工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づいて制定された自動車関係の日本工業規格については，従来から車両のハード面からの安全性を考慮した規格の整備を進めてきたが，近年の技術進歩を踏まえ，①車両制御，②外部情報の知覚，③運転者とのマン・マシン・インターフェースの面からの整備も進めている。

運転者の運転を支援するための警報や制御を行う技術は，我が国が世界に先行して実用化している分野であり，①車間距離制御システム，②前方車両衝突警報装置，③車両周辺障害物警報等の運転者の運転負荷の軽減，利便性の向上，危険に対する注意喚起，事故回避／被害軽減に関連した日本工業規格について，関係省庁が連携して，その改正を進める。

また，国際標準化機構（ＩＳＯ※）に対する我が国の代表機関である日本工業標準調査会を通じて，国際規格との調和を図りつつ，交通事故防止に寄与するため，その整備に努める。

（２）自動車アセスメント情報の提供等

自動車の安全装置の正しい使用方法，装備状況等の一般情報とともに，自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ，これを自動車使用者に定期的に提供する自動車アセスメント事業を推進する。また，ＡＳＶ技術等の自動車の安全に関する先進技術の国民の理解促進を図る。これらにより，自動車使用者の選択を通じて，より安全な自動車の普及拡大を促進すると同時に，自動車製作者のより安全な自動車の研究開発を促進する。

また，チャイルドシートについても，製品ごとの安全性に関する比較情報等を自動車使用者に提供することにより，その選択を通じて，より安全なチャイルドシート

※ ISO：International Organization for Standardization

の普及拡大を図る。

（３）自動車の検査及び点検整備の充実

ア　自動車の検査の充実

道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせて進化する自動車技術に対応して，電子化された安全装置の故障診断検査機器の開発，ＩＴ化による自動車検査情報の活用等の検査の高度化を進めるなど，道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく新規検査等の自動車検査の確実な実施を図る。また，不正改造を防止するため，適宜，自動車使用者の立入検査を行うとともに，街頭検査体制の充実強化を図ることにより，不正改造車両を始めとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進する。

指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため，事業者に対する指導監督を強化する。さらに，軽自動車の検査については，その実施機関である軽自動車検査協会における検査の効率化を図るとともに，検査体制の充実強化を図る。

イ　型式指定制度の充実

車両の構造に起因する事故の発生を防止するため，型式指定制度により新型自動車の安全性の審査体制の充実を図る。

ウ　自動車点検整備の充実

（ア）自動車点検整備の推進

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し，点検整備の確実な実施を図るため，「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に全国的に展開するなど，自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。

また，自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため，自動車運送事業者監査，整備管理者研修等のあらゆる機会をとらえ，関係者に対し，車両の保守管理について指導を行い，その確実な実施を推進する。

なお，車両不具合による事故については，その原因の把握・究明に努めるとともに，点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。

（イ）不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し，自動車の安全運行を確保するため，関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し，広報活動の推進，関係者への指導，街頭検査等を強化することにより，不正改造防止について，自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の認識を高める。

また，不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度について，その的確な運用に努める。

（ウ）自動車分解整備事業の適正化及び近代化

点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため，自動車分解整備事業者に対し，整備料金，整備内容の適正化について，消費者保護の観点も含め，その実施の推進を指導する。また，自動車分解整備事業者における経営管理の改善や整備の近代化等への支援を推進する。

（エ）自動車の新技術への対応等整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及，車社会の環境の変化に伴い，自動車を適切に維持管理するためには，自動車整備業がこれらの変化に対応する必要があることから，関係団体からのヒアリング等を通じ自動車整備業の現状について把握するとともに，自動車整備業が自動車の新技術及び多様化するユーザーニーズに対応するための環境整備・技術の高度化を推進する。

また，整備主任者等を対象とした新技術研修の実施等により，整備要員の技術の向上を図るとともに，新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため，一級自動車整備士制度の活用を推進する。

（オ）ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化

民間能力の活用等を目的として，指定自動車整備事業制度が設けられているが，近年ペーパー車検等の不正事案が発生していることから，制度の適正な運用・活用を図るため，事業者に対する指導監督を引き続き行う。

（４）リコール制度の充実・強化

自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため，自動車製作者等及びユーザーからの情報収集に努め，自動車製作者等への監査を実施するとともに，安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行う。

さらに，ユーザーの目線に立った，より迅速かつ着実なリコール実施のための情報収集体制及び調査分析体制の強化を図るため，次の施策を講じる。

○　情報収集体制の強化

不具合情報やリコール情報等に関し，自動車製作者等から収集している不具合情報の拡充，海外機関との連携強化等により，情報収集体制の充実強化を図る。

○　調査分析体制の強化

収集した不具合情報について，スクリーニングを的確に実施するとともに，独立行政法人交通安全環境研究所における技術検証体制を一層強化し，調査分析体制の充実強化を図る。

また，ユーザーに対し，自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行う。

（5）自転車の安全性の確保

自転車の安全な利用を確保し，自転車事故の防止を図るため，駆動補助機付自転車（人の力を補うため原動機を用いるもの）及び普通自転車の型式認定制度を活用する。また，自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに，近年，対歩行者との事故等自転車の利用者が加害者となる事故が増加傾向にあることにかんがみ，こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し，被害者の救済の十全を図るため，損害賠償責任保険等への加入を促進する。さらに，夜間における交通事故の防止を図るため，灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及促進を図り，自転車の被視認性の向上を図る。

5　道路交通秩序の維持

交通ルール無視による交通事故を防止するためには，交通指導取締り，交通事故事件捜査，暴走族取締り等を通じ，道路交通秩序の維持を図る必要がある。

このため，交通事故実態等を的確に分析し，死亡事故等重大事故に直結する悪質性，危険性，迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

また，事故原因の徹底究明を求める国民意識の高まり等を踏まえ，交通事故事件その他の交通犯罪の捜査を適正かつ迅速に行うため，捜査体制及び装備等の充実強化を図る。

さらに，暴走族対策を強力に推進するため，関係機関・団体が連携し，地域ぐるみでの暴走族追放気運の高揚に努め，暴走行為をさせない環境づくりを推進するとともに，取締り体制及び装備資機材の充実強化を図る。

【第９次計画における重点施策及び新規施策】

○　悪質性，危険性，迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化等（(１）ア（ア))
○　背後責任の追及（(１）ア（イ))
○　自転車利用者に対する指導取締りの推進（(１）ア（ウ))
○　交通事故事件その他の交通犯罪の捜査体制の強化（(２))
○　暴走族対策の強化（(３))

（１）交通の指導取締りの強化等

ア　一般道路における効果的な指導取締りの強化等

一般道路においては，歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いて，交通指導取締りを効果的に推進する。

（ア）悪質性，危険性，迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化等

指導取締り体制を充実し，児童，高齢者，障害者等の保護の観点に立った交通取締りを推進し，事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに，無免許運転，飲酒運転，著しい速度超過，交差点関連違反等の悪質性，危険性，迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化を図る。

特に，飲酒運転については，取締りにより常習者を道路交通の場から排除するとともに，運転者の周辺で飲酒運転を助長し，容認している者に対する捜査を徹底するなど，飲酒運転の根絶に向けた取組を推進する。

（イ）背後責任の追及

事業活動に関してなされた過積載，過労運転等の違反については，自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに，必要に応じ自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行い，また，事業者の背後責任が明らかとなった場合は，それらの者に対する指導，監督処分等を行うことにより，この種の違

反の防止を図る。

（ウ）自転車利用者に対する指導取締りの推進

自転車利用者による無灯火，二人乗り，信号無視，一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対して積極的に指導警告を行うとともに，これに従わない悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置を推進する。

イ　高速自動車国道等における指導取締りの強化等

高速自動車国道等においては，重大な違反行為はもちろんのこと，軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることから，交通の指導取締り体制の整備に努め，交通流や交通事故発生状況等の交通の実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより，違反の未然防止及び交通流の整序を図る。

また，交通指導取締りは，悪質性，危険性，迷惑性の高い違反を重点とし，特に，著しい速度超過，飲酒運転，車間距離不保持，通行帯違反等の取締りを強化する。

ウ　科学的な指導取締りの推進

交通事故分析システムの高度化や交通事故発生状況と指導取締り実施状況等を関連付けて分析するシステムの研究開発，取締り用装備資機材の改良等科学技術の進歩に対応した研究開発を図るとともに，速度違反自動取締装置の整備を推進するなど，交通事故実態に的確に対応した科学的かつ効率的な指導取締りを推進する。

（２）交通事故事件その他の交通犯罪の捜査体制の強化

交通事故事件その他の交通犯罪の捜査を適正かつ迅速に行うため，次により捜査体制，装備等の充実強化を図る。

ア　専従捜査体制の強化等

交通事故事件その他の交通犯罪の捜査体制を強化するため，専従職員の捜査能力の一層の向上及び体制の充実に努める。

イ　初動捜査体制及び科学的捜査体制の強化

交通事故処理車その他の車両，交通事故自動記録装置を始めとする交通事故捜査支援システム等の整備を推進する。

（３）暴走族対策の強化

暴走族による各種不法事案を未然に防止し，交通秩序を確保するとともに，青少年の健全な育成に資するため，関係機関・団体が連携し，次の暴走族対策を強力に推進する。

ア　暴走族追放気運の高揚及び家庭，学校等における青少年の指導の充実

暴走族追放の気運を高揚させるため，地方公共団体における「暴走族根絶条

例」等の制定及び運用に協力するとともに，報道機関等に対する資料提供を積極的に行い，暴走族の実態が的確に広報されるよう努めるなど，広報活動を積極的に行う。また，家庭，学校，職場，地域等において，青少年に対し，「暴走族加入阻止教室」を開催するなどの指導等を促進する。さらに，関係団体等との連携の下に暴走族相談員制度を創設し，暴走族の解体，暴走族への加入阻止，暴走族からの離脱等の支援指導を徹底する。暴走族問題と青少年の非行等問題行動との関連性を踏まえ，青少年育成団体等との連携を図るなど，青少年の健全育成を図る観点から施策を推進する。

イ　暴走行為阻止のための環境整備

暴走族及びこれに伴う群衆のい集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め，暴走族等をい集させないための施設の管理改善等の環境づくりを推進するとともに，地域における関係機関・団体が連携を強化し，暴走行為等ができない道路交通環境づくりを積極的に行う。

また，事前の情報の入手に努め，集団不法事案に発展するおそれがあるときは，早期に暴走族と群衆を隔離するなどの措置を講ずる。

ウ　暴走族に対する指導取締りの強化

暴走族取締りの体制及び装備資機材の充実を図るとともに，集団暴走行為，爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては，共同危険行為等の禁止違反を始めとする各種法令を適用して検挙及び補導を徹底し，併せて解散指導を積極的に行うなど，暴走族に対する指導取締りの強化を図る。

また，「不正改造車を排除する運動」等を通じ，街頭検査において不正改造車両の取締りを行うとともに，不正改造車両等の押収のほか，司法当局に没収（没取）措置を働き掛けるなど暴走族と車両の分離を図り，不正改造等暴走行為を助長する行為に対しても背後責任の追及を行う。

さらに，不正改造行為に関する情報収集を徹底するとともに，関係機関と連携して，不正改造を敢行する業者に対する取締りを強化するなど根源的な対策を講じるほか，複数の都府県にまたがる広域暴走族事件に迅速かつ効率的に対処するため，関係都府県警察相互の捜査協力を積極的に行う。

エ　暴走族関係事犯者の再犯防止

暴走族関係事犯の捜査に当たっては，個々の犯罪事実はもとより，組織の実態やそれぞれの被疑者の非行の背景となっている行状，性格，環境等の諸事情をも明らかにしつつ，グループの解体や暴走族グループから構成員等を離脱させるなど暴走族関係事犯者の再犯防止に努める。また，暴力団とかかわりのある者については，その実態を明らかにするとともに，暴力団から離脱するよう指導を徹底する。

暴走族関係保護観察対象者の処遇に当たっては，遵法精神のかん養，家庭環境

の調整，交友関係の改善指導，暴走族組織からの離脱指導等，再犯防止に重点を置いた処遇の実施に努める。

また，暴走族に対する運転免許の行政処分については，特に迅速かつ厳重に行う。

さらに，暴走族問題は地域社会に深く関わる問題であることにかんがみ，都道府県及び市町村に設置されている「暴走族対策会議」の下に，暴走族対策の推進に携わる機関及び団体の代表から構成される「暴走族対策推進幹事会」等の設置を促進する。

オ　車両の不正改造の防止

暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう，また，保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されることがないよう，「不正改造車を排除する運動」等を通じ，全国的な広報活動の推進及び企業，関係団体に対する指導を積極的に行う。

また，自動車ユーザーだけでなく，不正改造等を行った者に対して，必要に応じて事務所等に立入検査を行う。

その他，違法行為を敢行する旧車會（暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者のグループ）に対する実態把握を徹底し，把握した情報を関係都道府県間で共有化するとともに，不正改造等の取締りを強化するなど的確な対応を推進する。

６　救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り，また，被害を最小限にとどめるため，高速自動車国道を含めた道路上の交通事故に即応できるよう，救急医療機関，消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ，救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図る。特に，負傷者の救命率・救命効果の一層の向上を図る観点から，救急現場又は搬送途上において，医師，看護師，救急救命士，救急隊員等による一刻も早い救急医療，応急処置等を実施するための体制整備を図るほか，事故現場からの緊急通報体制の整備やバイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当の普及等を推進する。

【第９次計画における重点施策及び新規施策】

○　自動体外式除細動器の使用も含めた心肺そ生等の応急手当の普及啓発活動の推進（(１）ウ)
○　救急救命士の養成・配置等の促進（(１）エ)
○　現場急行支援システムの整備（(１）ケ)
○　緊急通報システムの整備（(１）コ)
○　ドクターヘリ事業の推進（(２）ウ)

（１）救助・救急体制の整備

ア　救助体制の整備・拡充

交通事故に起因する救助活動の増大及び事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため，救助体制の整備・拡充を図り，救助活動の円滑な実施を期する。

イ　救助・集団救急事故体制の整備

大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため，連絡体制の整備，救護訓練の実施及び災害医療チーム（ＤＭＡＴ※）の活用等，救助・集団救急事故体制を推進する。

ウ　心肺そ生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

現場におけるバイスタンダーによる応急手当の実施により，救命効果の向上が期待できることから，自動体外式除細動器（ＡＥＤ※）の使用も含めた応急手当について，消防機関等が行う講習会等，普及啓発活動を推進する。

このため，心肺そ生法に関する基準等の応急手当の知識・実技の普及を図ることとし，消防機関，保健所，医療機関，日本赤十字社，民間団体等の関係機関においては，指導資料の作成・配布，講習会の開催等を推進するとともに，救急の

※ＤＭＡＴ：Disaster Medical Assistance Team
※ＡＥＤ：Automated External Defibrillator

日，救急医療週間等の機会を通じて広報啓発活動を積極的に推進する。また，応急手当指導者の養成を強力に行っていくほか，救急要請受信時における応急手当の指導を推進する。さらに，自動車教習所における教習及び取得時講習，更新時講習等において応急救護処置に関する知識の普及に努めるほか，交通安全の指導に携わる者，安全運転管理者等及び交通事故現場に遭遇する可能性の高い業務用自動車運転者等に対しても広く知識の普及に努める。

また，業務用自動車を中心に応急手当に用いるゴム手袋，止血帯，包帯等の救急用具の搭載を推進する。

加えて，学校においては，中学校，高等学校の保健体育において止血法や包帯法，心肺そ生法等の応急手当について指導の充実を図るとともに，心肺そ生法の実習や自動体外式除細動器の知識の普及を含む各種講習会の開催により教員の指導力の向上を図る。

エ　救急救命士の養成・配置等の促進，ドクターカーの活用促進

プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため，ドクターカー（医師等が同乗する救急用自動車）の活用の促進を図るとともに，全国の消防機関において救急救命士を計画的に配置できるようその養成を図り，救急救命士が行える気管挿管，薬剤投与を円滑に実施するための講習及び実習の実施を推進する。また，医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。

オ　救助・救急用資機材の整備の推進

救助工作車，救助資機材の整備を推進するとともに，救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう，高規格救急自動車，高度救命処置用資機材等の整備を推進する。また，救急指令装置，救急医療情報収集装置，救急業務用地図等検索装置を一体化した消防緊急通信指令施設の導入を推進する。

さらに，救急医療機関等へのアクセスを改善するため，高速自動車国道における緊急開口部の整備を推進する。

カ　消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進

ヘリコプターは，事故の状況把握，負傷者の救急搬送に有効であることから，消防防災ヘリコプターの全国配備を促進するとともに，ドクターヘリとの相互補完体制を含めて，救急業務におけるヘリコプターの積極的活用を推進する。

キ　救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため，教育訓練の充実を強力に推進する。

ク　高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

高速自動車国道における救急業務については，東日本高速道路株式会社，中日

本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「高速道路株式会社」と総称する。）が，道路交通管理業務と一元的に自主救急として処理するとともに，沿線市町村等においても消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定に基づき処理すべきものとして，両者は相協力して適切かつ効率的な人命救護を行う。

このため，関係市町村等と，高速道路株式会社の連携を強化するとともに，高速道路株式会社が自主救急実施区間外のインターチェンジ所在市町村等に財政措置を講じ，当該市町村等においても，救急業務実施体制の整備を促進する。

また，本州四国連絡道路（瀬戸中央自動車道及び神戸淡路鳴門自動車道）においても，救急業務について本州四国連絡高速道路株式会社が関係市等に同様の財政措置を講ずるとともに，関係市等も救急業務に万全を期するよう，その実施体制の整備を促進する。

さらに，高速道路株式会社，本州四国連絡高速道路株式会社及び関係市町村は，救急業務に必要な施設等の整備，従業者に対する教育訓練の実施等を推進する。

ケ　現場急行支援システムの整備

緊急車両が現場に到着するまでのリスポンスタイムの縮減及び緊急走行時の交通事故防止のため，緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システム（ＦＡＳＴ※）の整備を図る。

コ　緊急通報システムの整備

交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期かつ的確な救出及び事故処理の迅速化のため，人工衛星を利用して位置を測定するＧＰＳ技術を活用し，自動車乗車中の事故発生時に車載装置・携帯電話を通じてその発生場所の位置情報や事故情報を消防・警察等に通報することなどにより緊急車両の迅速な現場急行を可能にする緊急通報システム（ＨＥＬＰ※）の普及を図る。

（２）救急医療体制の整備

ア　救急医療機関等の整備

救急医療体制の基盤となる初期救急医療体制を整備・拡充するため，休日夜間急患センターの設置の促進及び在宅当番医制の普及定着化を推進する。また，初期救急医療体制では応じきれない重症救急患者の診療を確保するため，原則として医療圏単位に地域設定し，地域内の医療施設の実情に応じた方式（病院群輪番制又は共同利用型病院）で第二次救急医療体制の整備を図るとともに，重篤な救急患者を受け入れるための第三次救急医療体制として，複数科にまたがる診察機

※ＦＡＳＴ：Fast Emergency Vehicle Preemption Systems
※ＨＥＬＰ：Help system for Emergency Life saving and Public safety

能を有する 24 時間体制の救命救急センターの整備を進め，評価事業により,外傷診療能力を含めその質の向上を図る。

さらに，救急医療施設の情報を収集し，救急医療情報を提供することにより，これらの体制が有効に運用されるよう調整を行う救急医療情報センターの整備・充実を図る。

イ　救急医療担当医師・看護師等の養成等

救急医療に携わる医師を確保していくために，医師の卒前教育や臨床研修において，救急医療に関する教育・研修の充実に努める。また，救命救急センター等で救急医療を担当している医師に対しても，地域における救急患者の救命率をより向上させるための研修を行い，救急医療従事者の確保とその資質の向上を図る。

看護師についても，救急時に的確に医師を補助できるよう養成課程において救急医療に関する教育の充実に努めるとともに，新人研修における救急医療研修の充実に努め，救急医療を担当する看護師の確保を図る。また，保健所等行政機関に勤務する保健師等を対象に救急蘇生法指導者講習会を実施し，地域における救急蘇生法等に関する普及方策等の企画・運営を行う者の養成を図る。

さらに，病院内外での救急活動を充実させる観点から，外傷の標準的初期対応能力の向上に関する研修を推進する。

ウ　ドクターヘリ事業の推進

救急患者への救命医療を救急現場から直ちに行い，救急医療施設へ一刻も早く搬送し，交通事故等で負傷した患者の救命率の向上や後遺症を軽減させるため，医師等が同乗し救命医療を行いながら搬送できるドクターヘリを配備し，全国展開を図る。

その運用に当たっては，ドクターヘリが安全に着陸できる区間・場所の情報の共有や「運用マニュアル」の作成，共通の周波数の無線機の整備等関係機関・団体が連携した取組を強化する。

（３）救急関係機関の協力関係の確保等

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため，救急医療機関，消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに，救急医療機関内の受入れ・連絡体制の明確化等を図る。

また，医師，看護師等が救急現場及び搬送途上に出動し，応急処置を行うことにより救急患者の救命効果の向上を図るため，ドクターカーの医療機関への配置を進めるほか，医師の判断を直接救急現場に届けられるようにするため，救急自動車に設置した自動車電話又は携帯電話により医師と直接交信するシステム（ホットライン）や，患者の容態に関するデータを医療機関へ送信する装置等を活用するなど，医療機関と消防機関が相互に連携を取りながら効果的な救急体制の整備を促進する。

さらに，特に多くの被害者の生じる大規模な交通事故が発生した場合に備え，災害医療チーム（ＤＭＡＴ）の活用を推進する。

なお，これらは道路交通に限らず，すべての交通分野における大規模な事故についても同様である。

7　損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進

交通事故被害者等は，交通事故により多大な肉体的，精神的及び経済的打撃を受けたり，又は掛け替えのない生命を絶たれたりするなど，大きな不幸に見舞われており，このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから，犯罪被害者等基本法等の下，交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）は，自動車の運行による交通事故について，加害者側の損害賠償責任を強化し，この損害賠償の履行を確保するため，原則としてすべての自動車に対して自動車損害賠償責任保険（共済）の契約の締結を義務付けるとともに，保険会社（組合）の支払う保険（共済）金の適正化を図り，また，政府において，ひき逃げや無保険（無共済）車両による事故の被害者を救済するための自動車損害賠償保障事業及び平成 13 年度末の政府再保険制度廃止時の累積運用益の一部を基金として，その運用により被害者救済対策事業等を行うことなどにより，自動車事故による被害者の保護，救済を図っており，今後も更なる被害者の保護の充実を図るよう措置する。特に，交通事故による重度後遺障害者数は依然として高い水準にあることから，引き続き，重度後遺障害者に対する救済対策の充実を図る。

また，交通事故被害者等は，精神的にも大きな打撃を受けている上，交通事故に係る知識，情報が乏しいことが少なくないことから，交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させるとともに，交通事故の概要，捜査経過等の情報を提供し，被害者支援を積極的に推進する。

【第９次計画における重点施策及び新規施策】

○　損害賠償請求の援助活動等の強化（(２）イ)
○　交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進（(３）イ)

（1）自動車損害賠償保障制度の充実等

自動車事故による被害者の救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠償保障制度については，今後とも，社会経済情勢の変化，交通事故発生状況の変化等に対応して，その改善を推進し，被害者救済の充実を図る。

ア　自動車損害賠償責任保険（共済）の充実

（ア）保険会社に対する被害者への情報提供の義務づけ及び国土交通大臣の指示・命令並びに自賠責保険・共済紛争処理機構の保険金支払に係る紛争の調停等により保険金（共済金）の支払いの適正化を推進する。

（イ）交通事故に係る医療費支払の適正化を推進する。

イ　政府の自動車損害賠償保障事業の充実

自賠責保険（自賠責共済）による救済を受けられないひき逃げや無保険（無共済）車両による事故の被害者に対する救済制度である自動車損害賠償保障事業に

ついても，被害者に対する保障金の支払の迅速化等により，その充実を図る。

ウ　無保険（無共済）車両対策の徹底

自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ，掛け忘れに注意が必要であることを広報活動等を通じて広く国民に周知するとともに，街頭における指導取締りの強化等を行い，無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。

エ　任意の自動車保険（自動車共済）の充実等

自賠責保険（自賠責共済）と共に重要な役割を果たしている任意の自動車保険（自動車共済）は，自由競争の下，補償範囲や金額，サービスの内容も多様化してきており，交通事故被害者等の救済に大きな役割を果たしているが，被害者救済等の充実に資するよう，制度の改善及び安定供給の確保に向けて引き続き指導を行う。

（２）損害賠償の請求についての援助等

ア　交通事故相談活動の推進

地方公共団体における交通事故相談所等を活用し，地域における交通事故相談活動を推進する。

（ア）交通事故相談所等における円滑かつ適正な相談活動を推進するため，交通事故相談所等は，日弁連交通事故相談センター，交通事故紛争処理センターその他民間の犯罪被害者支援団体等の関係機関，団体等との連絡協調を図る。

（イ）交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務の推進を図るとともに，相談内容の多様化・複雑化に対処するため，研修等を通じて，相談員の資質の向上を図る。

（ウ）交通事故相談所等において各種の広報を行うほか，地方公共団体のホームページや広報誌の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知徹底を図り，交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供する。

イ　損害賠償請求の援助活動等の強化

警察においては，交通事故被害者に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため，救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。また，法務局，地方法務局及び人権擁護委員が行う人権相談において交通事故に関する人権相談を取り扱うとともに，日本司法支援センター，交通事故紛争処理センター，交通安全活動推進センター及び日弁連交通事故相談センターにおける交通事故の損害賠償請求についての相談及び援助に関する業務の充実を図る。

（３）交通事故被害者支援の充実強化

ア　自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

被害者救済対策事業等については，今後も各事業の内容の見直しを図りつつ，社会的必要性の高い事業を充実していく。

また，自動車事故対策機構が行う交通遺児等に対する生活資金貸付け及び交通遺児育成基金の行う交通遺児育成のための基金事業等に対する援助を行う。

さらに，重度後遺障害者に対する救済策を推進するため，自動車事故対策機構による重度後遺障害者に対する介護料の支給及び重度後遺障害者の治療・看護を専門に行う療護センターの運営に対する援助措置の充実を行う。

イ　交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

交通事故被害者等の支援の充実を図るため，自助グループの活動等に対する支援を始めとした施策を推進する。

交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を，警察署の交通課，交通安全活動推進センター，検察庁の被害者支援員等により推進するとともに，関係機関相互の連携を図り，さらに，民間の犯罪被害者支援団体等との連携を図る。

警察においては，交通事故被害者等に対して交通事故の概要，捜査経過等の情報を提供するとともに，刑事手続きの流れ等をまとめた「交通事故被害者の手引」を作成し，活用する。特に，ひき逃げ事件，交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者等については，被疑者の検挙，送致状況等を連絡する被害者連絡制度の充実を図る。また，死亡事故等の被害者等からの加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日や行政処分結果についての問い合わせに応じ，適切な情報の提供を図る。

さらに，各都道府県警察本部の交通捜査担当課に設置した被害者連絡調整官が，各警察署で実施する被害者連絡について指導を行うほか，自ら被害者連絡を実施するなどして組織的な対応を図るとともに，交通事故被害者等の心情に配意した対応を適切に実施するための教養の強化に努める。

検察庁，刑事施設，保護観察所などが連携し，交通事故被害者等に対し，被害者等通知制度により，事件の処分結果，公判期日，刑事裁判結果，加害者の処遇状況等に関する情報を提供する。

平成 20 年 12 月に施行された「被害者参加制度」により，自動車運転過失致死傷を含む一定の犯罪について，被害者やその遺族等から参加の申出がなされ，裁判所が許可したときには，「被害者参加人」として，刑事裁判の公判期日への出席等ができることとされており，検察庁においては，同制度の適切な運用に努める。

このほか，検察庁においては，被害者支援員を配置し，交通事故被害者等からの様々な相談への対応，法廷への案内・付添い，検察庁における各種手続の手助けをするほか，交通事故被害者等の状況に応じて精神面，生活面，経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行う。

全国の保護観察所においては，被害者担当官及び被害者担当保護司を配置し，交通事故被害者等からの相談に応じて，更生保護における被害者等施策の各種手続の手助けをするほか，必要な関係機関等を紹介するなど，交通事故被害者等の

心情に配慮した対策を推進する。

また，検察職員に対し，各種研修において，犯罪被害者支援に携わっている学識経験者等による講義を実施するほか，日常業務における上司による個別の指導等を通じ，交通事故被害者等の精神的状態等に対する理解の増進に努めるなど，交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進に努める。更生保護官署職員に対しても，各種研修において，交通事故被害者等や被害者支援団体関係者の講義を実施するなどし，交通事故被害者等の置かれている現状や心情などについて理解を深めるよう努める。

８　研究開発及び調査研究の充実

交通事故の要因は近年ますます複雑化，多様化してきており，直接的な要因に基づく対症療法的対策のみでの解決は難しくなりつつある中，有効かつ適切な交通対策を推進するため，その基礎として必要な研究開発の推進を図ることが必要である。この際，交通事故は人・道・車の３要素が複雑に絡んで発生するものといわれていることから，３要素それぞれの関連分野における研究開発を一層推進するとともに，各分野の協力の下，総合的な調査研究を充実することが必要である。

また，交通安全対策についてはデータを用いた事前評価，事後評価等の客観的分析に基づいて実施するとともに，事後評価で得られた結果を他の対策に役立てるなど結果をフィードバックする必要がある。

このため，道路交通の安全に関する研究開発の推進を図るとともに，死亡事故のみならず重傷事故等も含め交通事故の分析を充実させるなど，道路交通事故要因の総合的な調査研究の推進を図ることとする。

研究開発及び調査研究の推進にあたっては，交通の安全に関する研究開発を分担する国及び独立行政法人の試験研究機関について，研究費の充実，研究設備の整備等を図るとともに，研究開発に関する総合調整の充実，試験研究機関相互の連絡協調の強化等を図る。さらに，交通の安全に関する研究開発を行っている大学，民間試験研究機関との緊密な連携を図る。

加えて，交通の安全に関する研究開発の成果を交通安全施策に取り入れるとともに，地方自治体に対する技術支援や，民間に対する技術指導，資料の提供等によりその成果の普及を図る。また，交通の安全に関する調査研究についての国際協力を積極的に推進する。

【第９次計画における重点施策及び新規施策】

○　安全運転の支援（(１）ア（イ)）
○　高齢者の交通事故防止に関する研究の推進（(１）イ）
○　道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化（(２)）

（１）道路交通の安全に関する研究開発の推進

交通事故の発生要因が複雑化，多様化していること，高齢者人口・高齢運転者の増加，ＩＴの発展，道路交通事故の推移，道路交通安全対策の今後の方向を考慮して，人・道・車それぞれの分野における研究開発を計画的に推進する。

特に，以下の事項について研究開発を行う。

ア　高度道路交通システム（ＩＴＳ）に関する研究開発の推進

最先端のＩＴを用いて人と道路と車両とを一体のシステムとして構築することにより，安全性を始め輸送効率，快適性の飛躍的向上を実現するとともに，渋滞

の軽減等の道路交通の円滑化を通し環境保全に大きく寄与するものとして，以下の研究開発を推進する。

（ア）ナビゲーションシステムの高度化

目的地までのより安全で，より快適な移動の実現による利用者の利便性の向上を図るため，渋滞，所要時間，交通規制等のより高精度な情報をリアルタイムに収集・提供するシステムの構築等，ナビゲーションの高度化に関する研究開発を推進する。

（イ）安全運転の支援

ＩＴＳの高度化により交通の安全を高めるため，道路上の車両感知器，各種センサーにより道路・交通の状況や周辺車両の状況を把握するシステムの研究開発を推進するとともに，自動車単体では対応できない事故への対策として，路車間通信，車車間通信，歩車間通信等の通信技術を活用した運転支援システムの実現に向けて産・官・学が連携し研究開発等を行う。特に，①ＤＳＳＳの実証実験，②ＩＴＳスポットを活用した安全運転支援システムの研究開発，③ＡＳＶプロジェクトの研究開発を推進する。

（ウ）交通管理の最適化

交通流・量の積極的かつ総合的な管理を行い，交通の安全性・快適性の向上と環境の改善を図るため，次の研究開発を行う。

① 交差点での効率的な信号制御方式導入についての研究開発

② 交通流の分散等を目的として，車載装置等への交通情報を提供するシステムの研究開発

③ 公共車両優先信号制御の効果的な運用に向けた研究開発

④ 車両の動態把握等による業務車両等の効率的運用を支援する手法の研究開発

⑤ 交通公害の低減を目指す交通流・量の分散のための情報提供や信号制御手法の研究開発

⑥ 将来の交通渋滞状況等の予測と最適経路の計算等による最適な運転の支援技術の研究開発

⑦ 自動車走行（プローブ）情報を交通情報提供，信号制御，安全運転を支援するための情報提供等に活用するための手法の研究開発

（エ）道路管理の効率化

道路管理の迅速かつ的確な対応による道路交通の危険の防止を図るため，路面状況，気象状況等の情報を迅速に収集・提供するシステム，特殊車両等の許可システム及び実際の通行経路を自動的に把握するシステム等の研究開発を推進する。

（オ）公共交通の支援

公共交通機関の利便性・快適性の向上や交通の円滑化を図るため，公共交通機関の運行状況を把握し，事業者及びその利用者に情報を提供するシステム，公共

交通機関の円滑な運行を確保するシステム等の研究開発を推進する。

（カ）商用車の効率化

輸送効率の飛躍的な向上，業務交通量の低減，輸送の安全性向上を図るため，商用車の効率的な運行管理の支援に資するシステムの研究開発を推進する。

（キ）歩行者等の支援

高齢者，障害者等の歩行者等が安心して通行できる安全で快適な道路交通環境の形成を図るため，携帯用端末や光通信，磁気，音声等を利用した情報提供装置等を用い，高齢者，障害者等に経路案内・誘導を行うシステムや，高齢者，障害者等のための信号機の高度化等の研究開発を推進する。

また，高齢者，障害者，訪日外国人観光客等すべての人が安心して快適に移動できる環境づくりを目指す「自律移動支援プロジェクト」の研究開発を推進する。

（ク）緊急車両の運行支援

災害等に伴う迅速かつ的確な復旧・救援活動の実現を図るため，交通状況及び道路の被災状況等をリアルタイムに収集し，関係機関への伝達，復旧用車両等の現場への誘導・案内等を迅速に行うとともに，交通管理等に活用するシステムの研究開発を推進する。

イ　高齢者の交通事故防止に関する研究の推進

高齢社会の進展に伴う交通事故情勢の推移に対応して，高齢者が安全にかつ安心して移動・運転できるよう，適切な安全対策を実施するため，道路を利用する高齢者及び高齢運転者の交通行動特性を踏まえた効果的な交通事故防止対策の立案に関する研究を推進する。

ウ　安全運転の確保に関する研究の推進

実践的な運転者教育を効果的に行うための運転シミュレーターその他関係資機材の研究開発を一層推進する。

エ　車両の安全に関する研究の推進

（ア）車両に係る予防安全技術の研究の推進

交通事故を未然に防ぐために必要な車両に係る予防安全技術の研究を推進する。

（イ）車両に係る被害軽減技術等の研究の推進

万が一事故が発生した場合の乗員，歩行者等の保護を行うために必要な車両に係る被害軽減技術等の研究開発を推進する。

オ　交通安全対策の評価・効果予測方法の充実

交通安全対策のより効率的，効果的，重点的な推進を図るため，各種の対策による交通事故削減効果及び人身傷害等事故発生後の被害の軽減効果について，客観的な事前評価，事後評価を効率的に行うためのデータ収集・分析・効果予測方法の充実を図る。

カ　その他の研究の推進

（ア）交通事故の長期的予測の充実

多様な側面を有する交通安全対策のより効率的，効果的，重点的な推進を図るため，交通事故に関して統計学的な見地から分析を行い，交通事故の発生に関する傾向や特徴について，長期的な予測の充実を図る。

（イ）交通事故に伴う社会的・経済的損失に関する研究の推進

交通事故の発生とこれによる人身傷害，これらに伴う社会的・経済的損失等，交通事故による被害の全容の総合的な把握及び分析を行うための研究を推進する。

（ウ）交通事故被害者等の視点に立った交通安全対策に関する研究の推進

民事裁判事例等を用いて，交通事故被害者等の視点から，交通安全対策を検討する研究を推進する。

（エ）交通事故被害者等の精神健康の回復に関する研究の推進

重度ＰＴＳＤ等持続的な精神的後遺症を持つ者の治療法の研究を推進する。

また，自助グループの活動等の支援を通じて，交通事故被害者等の回復に視点を当てた研究を推進する。

（２）道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化

交通事故の実態を的確に把握し，効果的な交通安全施策の検討，立案等に資するため，交通事故総合分析センターによるマクロデータベースの構築，ミクロ調査の実施等の充実強化を図るとともに，同センターを積極的に活用して，人，道路及び車両について総合的な観点からの事故分析を行う。

また，工学，医学，心理学等の分野の専門家，大学，民間研究機関等との連携・協力の下，科学的アプローチによる交通事故の総合的調査研究を推進し，事故発生メカニズムの解明と事故予防の施策の確立に向けた体制を充実させる。

さらに，官民の保有する交通事故調査・分析に係る情報を国民に対して積極的に提供することにより，交通安全に対する国民の意識の高揚を図る。